

**平成30年3月  
平成30年第1回栃木市議会定例会  
議案説明書（その2）**

**栃木市**

## 番 号

## 件

## 名

議案第33号 栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第34号 栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防 支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を 定める条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第35号 栃木市農業振興むらづくり施設条例の一部を改正する条例の制定について	20
議案第36号 栃木市都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について	26
議案第37号 栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	30
議案第38号 栃木環状線沿道サービス特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の 制定について	40
議案第39号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	44
議案第40号 栃木市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	52
議案第41号 栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	58
議案第42号 栃木市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	64

議案第43号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	68
議案第44号 小山栃木都市計画事業千塚町上川原土地区画整理事業施行に関する条例を 廃止する条例の制定について	95
議案第45号 栃木市ルネッサンスセンター条例を廃止する条例の制定について	96
議案第46号 栃木市議会議員の選挙区の設置及び選挙区において選挙すべき議員の数を 定める条例を廃止する条例の制定について	97
議案第47号 市道路線の認定について	98
議案第48号 市道路線の変更について	102
議案第49号 財産の取得について	117
議案第50号 指定管理者の指定について（栃木市総合運動公園）	120
議案第51号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて	121
議案第52号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて	124
議案第53号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて	126
認定第1号 平成29年度栃木県南公設地方卸売市場事務組合一般会計歳入歳出決算の 認定について	

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

#### 提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

#### ◎改正の概要

1 介護医療院を加えること。

(第6条、第45条、第46条、第61条、第73条、第74条及び第84条関係)

2 共用型指定介護認知症対応型通所介護事業所の利用定員を改めること。(第10条関係)

3 身体的拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置を加えること。(第79条関係)

〔参考条文〕

議案第17号と同じ。

議案第33号（地域包括ケア推進課）

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに

現	行
(従業者の員数)	
第6条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所）において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業員の員数は、次のとおりとする。	
(1)～(3) 略	
2～7 略	
(利用定員等)	
第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。	
2 略	

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

改 正 案

(従業者の員数)

第6条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所）において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業員の員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2～7 略

(利用定員等)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第206条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。

2 略

現	行
(従業員の員数)	
第45条 略	
2~5 略	
6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従事者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従事者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）
略	略
7~13 略	
(管理者)	
第46条 略	
2 略	
3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第221条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従事者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	
(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)	
第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定	

改 正 案

(従業員の員数)

第45条 略

2~5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従事者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従事者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） <u>又は介護医療院</u>	介護職員
略	略	略

7~13 略

(管理者)

第46条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第221条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従事者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護

現 行

複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(協力医療機関等)

第61条 略

2 略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第73条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第79条 略

## 改 正 案

事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(協力医療機関等)

第61条 略

2 略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第73条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第79条 略

現	行
2 略	

(協力医療機関等)

第84条 略

2 略

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

改 正 案

2 略

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(協力医療機関等)

第84条 略

2 略

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

議案第34号

栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 指定介護予防支援事業が指定特定相談支援事業者との連携に努めることを明確にすること。（第2条関係）
- 2 指定介護予防支援の提供の開始に際し説明を行う事項を加えるとともに、利用者等に対し入院時に担当職員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう求めなければならないこととすること。（第6条関係）
- 3 指定介護予防支援の具体的取扱方針に、医療と介護の連携を強化するための事項等を加えること。（第32条関係）

[参照条文]

議案第17号と同じ。

議案第34号（地域包括ケア推進課）

栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の

現 行

(基本方針)

第2条 略

2・3 略

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、関係する市町村（特別区を含む。以下同じ）、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 略

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3・4 略

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に指定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電

ための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

改 正 案

(基本方針)

第2条 略

2・3 略

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、関係する市町村（特別区を含む。以下同じ）、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 略

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4・5 略

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定介護予防支援事業者は、第4項の規定により第1項に指定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電

現	行
	磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
(1)	<u>第3項各号</u> に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの
(2)	略
<u>7</u>	略
	(記録の整備)
第30条	略
2	指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
(1)	略
(2)	個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～ウ 略
エ	<u>第32条第15号</u> に規定する評価の結果の記録
オ	<u>第32条第16号</u> に規定するモニタリングの結果の記録
(3)～(5)	略
	(指定介護予防支援の具体的取扱方針)
第32条	指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
(1)～(8)	略
(9)	担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるができるものとする。
(10)～(14)	略

改 正 案

磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第4項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの  
(2) 略

8 略

(記録の整備)

第30条 略

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 略  
(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳  
ア～ウ 略

エ 第32条第16号に規定する評価の結果の記録

オ 第32条第17号に規定するモニタリングの結果の記録

- (3)～(5) 略

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1)～(8) 略  
(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

- (10)～(14) 略

(15) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき

現 行

(15)～(20) 略

(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

(22)～(28) 略

改 正 案

その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者的心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(16)～(21) 略

(22) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び第24号において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

(23) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(24)～(30) 略



(岩舟産業振興課)

議案第35号

栃木市農業振興むらづくり施設条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市小野寺農産物加工販売センター及び栃木市静和ふれあいの郷センターを廃止するため、栃木市農業振興むらづくり施設条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市小野寺農産物加工販売センター及び栃木市静和ふれあいの郷センターを栃木市農業振興むらづくり施設から削ること。（第2条関係）
- 2 栃木市小野寺農産物加工販売センター及び栃木市静和ふれあいの郷センターの利用時間及び休館日を削ること。（別表第1関係）

[参照条文]

議案第17号と同じ。

議案第35号（岩舟産業振興課）

栃木市農業振興むらづくり施設条例の一部を改正する条例

現 行

(設置)

第2条 栃木市農業振興むらづくり施設（以下「施設」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置	設置目的
栃木市岩舟農村環境改善センター	栃木市岩舟町下津原1 572番地1	農業者及び農村地域住者の生活改善、健康増進等を促進し、地域の活性化を図る。
栃木市小野寺農産物加工販売センター	栃木市岩舟町小野寺2 071番地1	農産物の加工及び販売を通じ、都市と農村の交流を促進するとともに、農業の振興及び地域の活性化を図る。
栃木市静和ふれあいの郷センター	栃木市岩舟町静戸49 8番地7	農産物の地産地消による消費拡大及び都市と農村の交流の促進を図る。
栃木市いわふねフルーツパークセンター	栃木市岩舟町下津原1 587番地	農産物の加工及び販売を通じ、都市と農村の交流を促進するとともに、観光農業及び6次産業化の拠点としての活用を図る。

別表第1（第3条関係）

施設名	利用時間	休館日
栃木市岩舟農村環境改善センター	午前9時から午後9時30分まで	(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）のときは、その翌日とする。 (2) 12月28日から翌年1月4日までの日
栃木市小野寺農産物加工販売センター	午前9時から午後2時まで	(1) 土曜日、日曜日及び休日以外の日 (2) 12月28日から翌年1月4日までの日

改 正 案

(設置)

第2条 栃木市農業振興むらづくり施設（以下「施設」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置	設置目的
栃木市岩舟農村環境改善センター	栃木市岩舟町下津原1 572番地1	農業者及び農村地域在住者の生活改善、健康増進等を促進し、地域の活性化を図る。
栃木市いわふねフルーツパークセンター	栃木市岩舟町下津原1 587番地	農産物の加工及び販売を通じ、都市と農村の交流を促進するとともに、観光農業及び6次産業化の拠点としての活用を図る。

別表第1（第3条関係）

施設名	利用時間	休館日
栃木市岩舟農村環境改善センター	午前9時から午後9時30分まで	(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のときは、その翌日とする。 (2) 12月28日から翌年1月4日までの日

現 行

栃木市静和ふれあ いの郷センター	(1) <u>4月から10月まで 午前</u> <u>9時から午後5時まで</u>	水曜日
	(2) <u>11月から3月まで 午前</u> <u>9時から午後4時まで</u>	
栃木市いわふねフ ルーツパークセン ター	(1) 4月から10月まで 午前 8時30分から午後5時まで (2) 11月から3月まで 午前 8時30分から午後4時30 分まで	(1) 第1月曜日 (2) 第2月曜日 (3) 12月28日から翌年1月 4日までの日

改 正 案

栃木市いわふねフルーツパークセンター	(1) 4月から10月まで 午前 8時30分から午後5時まで (2) 11月から3月まで 午前 8時30分から午後4時30分まで	(1) 第1月曜日 (2) 第2月曜日 (3) 12月28日から翌年1月4日までの日
--------------------	---	--



(公園緑地課)

議案第36号

## 栃木市都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準

を定める条例の一部を改正する条例の制定について

### 提案理由

都市公園法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、  
栃木市都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例  
の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

#### ◎改正の概要

1 都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積  
に対する割合は、100分の50を超えてはならないこととすること。

(第1条及び第7条関係)

2 規定の整理を行うこと。(第2条関係)

#### [参照条文]

議案第17号と同じ。

議案第36号（公園緑地課）

栃木市都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する

現 行

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号）。以下「法」という。) 第3条第1項及び第4条第1項の規定に基づき、市が設置する都市公園及び公園施設の設置基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第6条 略

(委任)

第7条 略

条例

改 正 案

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号）。以下「法」という。) 第3条第1項及び第4条第1項並びに都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。) 第8条第1項の規定に基づき、市が設置する都市公園及び公園施設の設置基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第6条 略

(運動施設の敷地面積の基準)

第7条 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(委任)

第8条 略



(建築課)

議案第37号

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

提案理由

大田和東地区計画の区域内における建築物の制限を定めるため、栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 建築物の用途等に関する制限が適用される地区整備計画区域に、大田和東地区整備計画区域を加えること。（別表第1関係）
- 2 大田和東地区整備計画区域における、建築物の用途の制限等を定めること。（別表第2関係）

[参照条文]

議案第17号と同じ。

議案第37号（建築課）

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

現 行

別表第1（第3条関係）

地区整備計画区域	区域
略	略
栃木駅南部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された <u>小山栃木都市計画</u> <u>木駅南部地区地区計画</u> の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
略	略
静戸中央西地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された <u>小山栃木都市計画</u> <u>静戸中央西地区地区計画</u> の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2（第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条関係）

地区整備計画区域	地区	(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)
		建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の位置の制限	建築物の高さの限度
略	略	略	略	略	略	略	略
惣社東産業団地地区整備計画区域	A地区	(1)～(4) 略 (5) 法別表第2（を）項第4号から第8号までに掲げるもの（主たる建築物に附属する店舗は除く。）			略	略	
	B地区	(1)～(4) 略 (5) 法別表第2（を）項第4号、第6号から第8号までに掲げるもの					
略	略	略	略	略	略	略	略

改 正 案

別表第1（第3条関係）

地区整備計画区域	区域
略	略
栃木駅南部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された <u>小山栃木都市計画</u> <u>木駅南部地区計画</u> の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
略	略
静戸中央西地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された <u>小山栃木都市計画</u> <u>戸中央西地区計画</u> の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
大田和東地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された <u>小山栃木都市計画</u> <u>田和東地区計画</u> の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2（第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条関係）

地区整備計画区域	地区	(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)
		建築物の用途の制限	建築物の容積の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最高限度	建築物の位置の制限	建築物の壁面の高さの限度	
			建築物の容積の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最高限度	建築物の位置の制限	建築物の壁面の高さの限度	
			建築物の容積の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最高限度	建築物の位置の制限	建築物の壁面の高さの限度	
略	略	略	略	略	略	略	略
惣社東地区	A地区	(1)～(4) 略 (5) 法別表第2(わ)項第4号から第8号までに掲げるもの（主たる建築物に附属する店舗は除く。）			略	略	
産業団地地区	B地区	(1)～(4) 略 (5) 法別表第2(わ)項第4号、第6号から第8号までに掲げるもの					
略	略	略	略	略	略	略	略

		現 行					
大平み ずほ企 業団地 地区整 備計画 区域	全地区	法別表第2(を)項に規定する建 築物			略	略	略
J R 大 平下駅 前地区 整備計 画区域	A地区	略			略	略	略
	B地区	(1)～(3) 略 (4) 法別表第2(る)項第3号及 び第5号に掲げるもの (5) 法別表第2(を)項第4号に 掲げるもの (6) 略					
	C地区	略					
下皆川 ・富田 地区整 備計画 区域	A地区	略		略	略	略	略
	B地区	略		略			
	C地区	(1)～(3) 略 (4) 法別表第2(る)項第3号及 び第5号に掲げるもの (5) 法別表第2(を)項第4号に 掲げるもの (6) 略		略			
	D地区	略		略			
中根産 業団地 地区整 備計画	全地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 工場。ただし、法別表第2 <u>(ぬ)</u> 項第1号(一)から(二 十四)まで及び(二十九)から		略	略	略	略

改 正 案

大平み ずほ企 業団地 地区整 備計画 区域	全地区	法別表第2(わ)項に規定する建 築物			略	略	略
J R 大 平下駅 前地区 整備計 画区域	A地区	略			略	略	略
	B地区	(1)～(3) 略 (4) 法別表第2(を)項第3号及 び第5号に掲げるもの (5) 法別表第2(わ)項第4号に 掲げるもの (6) 略					
	C地区	略					
下皆川 ・富田 地区整 備計画 区域	A地区	略			略	略	略
	B地区	略			略		
	C地区	(1)～(3) 略 (4) 法別表第2(を)項第3号及 び第5号に掲げるもの (5) 法別表第2(わ)項第4号に 掲げるもの (6) 略			略		
	D地区	略			略		
中根産 業団地 地区整 備計画	全地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 工場。ただし、法別表第2 (る)項第1号(一)から(二 十四)まで及び(二十九)から			略	略	略

現 行							
区域			(三十一)までに掲げるものを除く。 (2) 倉庫。ただし、法別表第2 <u>(ぬ)項第2号</u> に掲げるものを除く。 (3)～(5) 略				
都賀イ ンター チェン ジ北地 区整備 計画区 域	全地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 工場 (ただし、法別表第2 <u>(ぬ)項第1号</u> に掲げるものを除く。) (2) 略 (3) 倉庫 (ただし、法別表第2 <u>(ぬ)項第2号</u> に掲げるものを除く。) (4)・(5) 略			略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略
静戸中 央西地 区整備 計画区 域	全地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 工場 (ただし、法別表第2 <u>(ぬ)項第1号</u> に掲げるものを除く。) (2) 倉庫 (ただし、法別表第2 <u>(ぬ)項第2号</u> に掲げるものを除く。) (3)～(5) 略			略	略	地盤面 からの 10メ ートル 以下と する。

改 正 案

区域		(三十一)までに掲げるものを除く。 (2) 倉庫。ただし、法別表第2 <u>(る)項第2号</u> に掲げるものを除く。 (3)～(5) 略					
都賀イ ンター チエン ジ北地 区整備 計画区 域	全地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 工場 (ただし、法別表第2 <u>(る)項第1号</u> に掲げるものを除く。) (2) 略 (3) 倉庫 (ただし、法別表第2 <u>(る)項第2号</u> に掲げるものを除く。) (4)・(5) 略		略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略
静戸中 央西地 区整備 計画区 域	全地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 工場 (ただし、法別表第2 <u>(る)項第1号</u> に掲げるものを除く。) (2) 倉庫 (ただし、法別表第2 <u>(る)項第2号</u> に掲げるものを除く。) (3)～(5) 略		略	略	略	地盤面 から1 0メー トル以 下とす る。
大田和 東地区 整備計	全地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 工場 (ただし、法別表第2 <u>(る)項第1号</u> に掲げるものを		1, 0	地区境界線及 び道路境界線	地盤面 から1 方メー までの距離は	0メー

現

行

改 正 案

画区域	<p><u>除く。)</u></p> <p>(2) <u>倉庫</u> (ただし、法別表第2 (る) 項第2号に掲げるものを 除く。)</p> <p>(3) <u>事務所</u></p> <p>(4) <u>車庫</u></p> <p>(5) 前各号の建築物に附属する もの</p>	トル	<p>2メートル以 上とし、隣地 境界線までの 距離は1メー トル以上とす る。</p>
-----	---	----	--



(建築課)

議案第38号

栃木環状線沿道サービス特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木環状線沿道サービス特別用途地区建築条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

引用条項の整理を行うこと。（第2条及び第3条関係）

[参照条文]

議案第17号と同じ。

栃木環状線沿道サービス特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

現 行

(栃木環状線沿道サービス特別用途地区内の建築制限)

第2条 栃木環状線沿道サービス特別用途地区内においては、法第48条第10項の制限によるほか、別表に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が地区の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 略

(既存建築物に対する制限の緩和)

第3条 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物については、同項により引き続きそれらの規定の適用を受けない期間の始期（以下「基準時」という。）を基準として、同条の規定にかかわらず、次に定める範囲内において増築し、改築し、又は用途変更することができる。

(1)～(4) 略

(5) 用途の変更が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の18第2項第1号に規定する範囲内であること。

## 改 正 案

(栃木環状線沿道サービス特別用途地区内の建築制限)

第2条 栃木環状線沿道サービス特別用途地区内においては、法第48条第11項の制限によるほか、別表に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が地区の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 略

(既存建築物に対する制限の緩和)

第3条 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物については、同項により引き続きそれらの規定の適用を受けない期間の始期（以下「基準時」という。）を基準として、同条の規定にかかわらず、次に定める範囲内において増築し、改築し、又は用途変更することができる。

(1)～(4) 略

(5) 用途の変更が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の19第2項第1号に規定する範囲内であること。



(学校教育課)

議案第39号

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、栃木市任期付市費負担教職員の給与を改定するため、栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

市費負担教職員給料表の給料月額を引き上げること。（別表第1関係）

[参照条文]

議案第17号と同じ。

## 議案第39号（学校教育課）

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

現	行
別表第1（第5条関係）	
市費負担教職員給料表	
職務の級	1級
号給	給料月額（円）
1	155,200
2	156,700
3	158,200
4	159,700
5	161,400
6	163,300
7	165,100
8	166,900
9	168,700
10	170,800
11	172,800
12	174,800
13	176,800
14	179,000
15	181,200
16	183,400
17	185,700
18	188,300
19	190,800
20	193,300
21	195,800
22	197,500
23	199,200

## 改 正 案

別表第1（第5条関係）

市費負担教職員給料表

職務の級	1級
号級	給料月額（円）
1	<u>156,300</u>
2	<u>157,800</u>
3	<u>159,300</u>
4	<u>160,800</u>
5	<u>162,500</u>
6	<u>164,400</u>
7	<u>166,200</u>
8	<u>168,000</u>
9	<u>169,800</u>
10	<u>171,900</u>
11	<u>173,900</u>
12	<u>175,900</u>
13	<u>177,900</u>
14	<u>180,100</u>
15	<u>182,300</u>
16	<u>184,500</u>
17	<u>186,800</u>
18	<u>189,400</u>
19	<u>191,900</u>
20	<u>194,400</u>
21	<u>196,900</u>
22	<u>198,600</u>
23	<u>200,300</u>

現 行

24	<u>200,900</u>
25	<u>202,400</u>
26	<u>204,000</u>
27	<u>205,600</u>
28	<u>207,100</u>
29	<u>208,800</u>
30	<u>210,500</u>
31	<u>212,200</u>
32	<u>213,900</u>
33	<u>215,400</u>
34	<u>217,100</u>
35	<u>218,800</u>
36	<u>220,500</u>
37	<u>222,000</u>
38	<u>223,700</u>
39	<u>225,400</u>
40	<u>227,100</u>
41	<u>228,700</u>
42	<u>230,400</u>
43	<u>232,000</u>
44	<u>233,600</u>
45	<u>235,300</u>
46	<u>236,800</u>
47	<u>238,200</u>
48	<u>239,600</u>
49	<u>241,000</u>
50	<u>242,400</u>

改 正 案

24	<u>202,000</u>
25	<u>203,500</u>
26	<u>205,100</u>
27	<u>206,700</u>
28	<u>208,200</u>
29	<u>209,900</u>
30	<u>211,600</u>
31	<u>213,300</u>
32	<u>215,000</u>
33	<u>216,500</u>
34	<u>218,200</u>
35	<u>219,900</u>
36	<u>221,600</u>
37	<u>223,100</u>
38	<u>224,800</u>
39	<u>226,500</u>
40	<u>228,200</u>
41	<u>229,800</u>
42	<u>231,500</u>
43	<u>233,100</u>
44	<u>234,700</u>
45	<u>236,400</u>
46	<u>237,900</u>
47	<u>239,200</u>
48	<u>240,600</u>
49	<u>242,000</u>
50	<u>243,400</u>

現 行

51	<u>243,900</u>
52	<u>245,100</u>
53	<u>246,200</u>
54	<u>247,600</u>
55	<u>248,800</u>
56	<u>250,000</u>
57	<u>251,200</u>
58	<u>252,400</u>
59	<u>253,500</u>
60	<u>254,700</u>
61	<u>256,100</u>
62	<u>257,300</u>
63	<u>258,500</u>
64	<u>259,400</u>
65	<u>260,400</u>
66	<u>261,800</u>
67	<u>263,200</u>
68	<u>264,700</u>
69	<u>266,300</u>
70	<u>267,800</u>
71	<u>269,300</u>
72	<u>270,700</u>
73	<u>271,800</u>
74	<u>273,000</u>
75	<u>274,300</u>
76	<u>275,500</u>
77	<u>276,900</u>

改 正 案

51	<u>244,900</u>
52	<u>246,100</u>
53	<u>247,200</u>
54	<u>248,600</u>
55	<u>249,800</u>
56	<u>251,000</u>
57	<u>252,200</u>
58	<u>253,400</u>
59	<u>254,500</u>
60	<u>255,700</u>
61	<u>257,100</u>
62	<u>258,300</u>
63	<u>259,500</u>
64	<u>260,400</u>
65	<u>261,400</u>
66	<u>262,800</u>
67	<u>264,200</u>
68	<u>265,700</u>
69	<u>267,300</u>
70	<u>268,800</u>
71	<u>270,300</u>
72	<u>271,700</u>
73	<u>272,700</u>
74	<u>273,900</u>
75	<u>275,200</u>
76	<u>276,400</u>
77	<u>277,700</u>



(生涯学習課)

議案第40号

## 栃木市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定

について

### 提案理由

栃木市コミュニティセンターに指定管理者制度を導入するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市コミュニティセンター条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

#### ◎改正の概要

- 1 指定管理者による管理の規定を加えること。(第15条関係)
- 2 指定管理者が行う業務の範囲を定めること。(第16条関係)
- 3 指定管理者が行う管理の基準を定めること。(第17条関係)
- 4 指定管理者が行う利用料金についての規定を定めること。  
(第18条関係)
- 5 指定管理者による管理を行う場合の経過措置を設けること。  
(附則関係)
- 6 引用条項の整理を行うこと。(別表関係)

#### [参照条文]

議案第17号と同じ。

議案第40号（生涯学習課）

栃木市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

現

行

(委任)

第15条 略

改 正 案

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、コミュニティセンターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）にコミュニティセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) コミュニティセンターの維持管理に関する業務
- (2) コミュニティセンターの利用の承認及び制限に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、第3条及び第4条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、第3条に規定する開館時間を変更し、又は第4条に規定する休館日を変更することができる。

3 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第6条から第8条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にコミュニティセンターの管理を行わなければならない。

(利用料金の収受)

第18条 市長は、第15条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において適當と認めるときは、コミュニティセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができるものとする。

2 指定管理者は、第6条第1項に規定する利用については別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金の額を定めることができる。

3 利用料金を指定管理者に収受させる場合における第9条から第11条までの規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条及び第11条第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第19条 略

現 行

附 則

1・2 略

別表 (第9条関係)

略

改 正 案

附 則

1・2 略

(指定管理者による管理を行う場合の経過措置)

3 第15条の規定により指定管理者にコミュニティセンターの管理を行わせる場合において、  
当該管理を行わせる最初の日の前日までになされた利用の申請、利用の承認その他の行為は、  
指定管理者になされた利用の申請、指定管理者が行った利用の承認その他の行為とみなす。

別表 (第9条、第18条関係)

略



(選挙管理委員会事務局)

議案第41号

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、  
栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条  
例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額を引き上げること。  
(第2条及び第4条関係)
- 2 選挙運動用ビラの公費負担の限度額を引き上げること。  
(第12条関係)

[参照条文]

議案第17号と同じ。

議案第41号（選挙管理委員会事務局）

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正す

現	行
(選挙運動用自動車の使用の公費負担)	
第2条 栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、 <u>6万200円</u> に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により栃木市に帰属することとならない場合に限る。	
(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)	
第4条 栃木市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。	
(1) 略	
(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額	
ア・イ 略	
ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が <u>1万1,700円</u> を超える場合には、 <u>1万1,700円</u> ）の合計金額	
(選挙運動用ビラの公費負担の限度額)	
第12条 第9条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、 <u>7円30銭</u> に法第	

る条例

改 正 案

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、6万4,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により栃木市に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

第4条 栃木市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。

(1) 略

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア・イ 略

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が1万2,500円を超える場合には、1万2,500円）の合計金額

(選挙運動用ビラの公費負担の限度額)

第12条 第9条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に法第

現 行

142条第1項第6号に定める枚数を乗じて得た額とする。

改 正 案

142条第1項第6号に定める枚数を乗じて得た額とする。



(消防総務課)

議案第42号

## 栃木市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

### 提案理由

救急需要の増加に対応し、市民の安全安心を確保することを目的として消防職員の定数を増やすため、栃木市職員定数条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

### ◎改正の概要

消防職員の定数を195人から204人に改めること。(第2条関係)

### [参照条文]

議案第17号と同じ。

議案第42号（消防総務課）

栃木市職員定数条例の一部を改正する条例

現	行
(職員の定数)	
第2条 職員の定数は、 <u>1,495人</u> とし、その内容は、次のとおりとする。	
(1)～(7) 略	
(8) 消防職員 <u>195人</u>	
(9) 略	
2・3 略	

改 正 案

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、1,504人とし、その内容は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 消防職員 204人

(9) 略

2・3 略



(予 防 課)

議案第43号

## 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

### 提案理由

砂利の採取計画の認可事務について手数料を徴収するとともに、建築基準法の一部改正及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

### ◎改正の概要

- 1 砂利の採取計画の認可及び変更に係る手数料を定めること。  
(別表第1関係)
- 2 引用条項及び字句の整理を行うこと。 (別表第2関係)
- 3 貯蔵所の設置の許可等に係る手数料を改定すること。 (別表第4関係)

### [参照条文]

議案第17号と同じ。

## 議案第43号（予防課）

## 栃木市手数料条例の一部を改正する条例

現 行

別表第1（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の金額
1～30 略	略
31 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第25条第1項の規定に基づく煙火の消費の許可の申請に対する審査	1件につき 7,900円
32 林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づく生産事業者の登録の申請に対する審査	1件につき 6,400円
33～39 略	略

備考 略

別表第2（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額
1～9 略	略	略
10 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書 又は第12項ただし書（法第87条第2項）	用途地域における建築等 許可申請手数料	180,000円

改 正 案

別表第1（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の金額
1～30 略	略
31 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第25条第1項の規定に基づく煙火の消費の許可の申請に対する審査	1件につき 7,900円
32 砂利採取法（昭和43年法律第74号） 第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものを除く。）	1件につき 33,900円
33 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものを除く。）	1件につき 15,000円
34 林業種苗法（昭和45年法律第89号） 第10条第1項の規定に基づく生産事業者の登録の申請に対する審査	1件につき 6,400円
35～41 略	略

備考 略

別表第2（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額
1～9 略	略	略
10 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、 <u>第12項ただし書、第13項ただし書又は</u>	用途地域における建築等 許可申請手数料	180,000円

現	行	
若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可		
11・12 略	略	略
13 法第53条第4項の規定に基づく許可	壁面線等を越えない建築物の <u>建ぺい率</u> に関する建築許可申請手数料	33,000円
14 法第53条第5項第3号の規定に基づく許可	建築物の <u>建ぺい率</u> に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	33,000円
15~19の2 略	略	略
20 法第59条第1項第3号の規定に基づく許可	高度利用地区における建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000円
21・22 略	略	略
23 法第60条の2第1項第3号の規定に基づく許可	都市再生特別地区内の建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
23の2・23の3 略	略	略
24 法第68条の3第1項、第2項、第3項又は第7項の規定に基づく認定	再開発等促進区等内の建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 又は高さに関する制限の	27,000円

改 正 案

第14項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可		
11・12 略	略	略
13 法第53条第4項の規定に基づく許可	壁面線等を越えない建築物の <u>建蔽率</u> に関する建築許可申請手数料	33,000円
14 法第53条第5項第3号の規定に基づく許可	建築物の <u>建蔽率</u> に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	33,000円
15~19の2 略	略	略
20 法第59条第1項第3号の規定に基づく許可	高度利用地区における建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000円
21・22 略	略	略
23 法第60条の2第1項第3号の規定に基づく許可	都市再生特別地区内の建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
23の2・23の3 略	略	略
24 法第68条の3第1項、第2項、第3項又は第7項の規定に基づく認定	再開発等促進区等内の建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 又は高さに関する制限の適	27,000円

現 行		
	適用除外に係る認定申請手数料	
25 略	略	略
26 法第68条の4第1項の規定に基づく認定	地区計画等の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
26の2～28 略	略	略
29 法第68条の5の6の規定に基づく認定	地区計画等の区域における建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
30～39の4 略	略	略
40 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第115条第1項の規定に基づく許可	予定道路に係る建築物の敷地と道路との関係の特例許可申請手数料	160,000円
41～52 略	略	略

別表第4 (第2条関係)

標準事務	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 略	略	略
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱	1 略 2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア・イ 略 ウ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 53

改 正 案

		用除外に係る認定申請手数料	
25	略	略	略
26	法第68条の4の規定に基づく認定	地区計画等の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
26の2～28	略	略	略
29	法第68条の5の6の規定に基づく認定	地区計画等の区域における建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
30～39の4	略	略	略
40	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第116条第1項の規定に基づく許可	予定道路に係る建築物の敷地と道路との関係の特例許可申請手数料	160,000円
41～52	略	略	略

別表第4 (第2条関係)

標準事務	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 略	略	略
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱	1 略 2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア・イ 略 ウ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) の設置の許可の申請に係る審査 57

現	行
所の設置の許可 に関する事務	<p style="text-align: right;"><u>0, 000円</u></p> <p>エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項の2の才において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項の2の才において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査</p> <p>次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が 1, 000 キロリットル以上 5, 000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>830, 000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が 5, 000 キロリットル以上 10, 000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 010, 000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が 10, 000 キロリットル以上 50, 000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 120, 000円</u></p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が 50, 000 キロリットル以上 100, 000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 230, 000円</u></p>

改 正 案

所の設置の許可 に関する事務	<u>0, 000円</u> <b>工 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項の2の才において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項の2の才において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査</b> 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が 1, 000 キロリットル以上 5, 000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>880, 000円</u> (2) 危険物の貯蔵最大数量が 5, 000 キロリットル以上 10, 000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 070, 000円</u> (3) 危険物の貯蔵最大数量が 10, 000 キロリットル以上 50, 000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 200, 000円</u> (4) 危険物の貯蔵最大数量が 50, 000 キロリットル以上 100, 000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 330, 000円</u>
-------------------	---

現	行
	00キロリットル以上100,00 0キロリットル未満の特定屋外タン ク貯蔵所 <u>1,420,000円</u>
(5)	危険物の貯蔵最大数量が100, 000キロリットル以上200,0 00キロリットル未満の特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>1,660,000円</u>
(6)	危険物の貯蔵最大数量が200, 000キロリットル以上300,0 00キロリットル未満の特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>3,880,000円</u>
(7)	危険物の貯蔵最大数量が300, 000キロリットル以上400,0 00キロリットル未満の特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>5,100,000円</u>
(8)	危険物の貯蔵最大数量が400, 000キロリットル以上の特定屋外 タンク貯蔵所 <u>6,290,000</u>
<b>四</b>	
オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及 び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設 置の許可の申請に係る審査 次に掲げ る浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及 び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区 分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,00 0キロリットル以上5,000キロ	

改 正 案

0.0キロリットル以上100,00

0キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,520,000円

(5) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,780,000円

(6) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 4,070,000円

(7) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 5,340,000円

(8) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 6,490,000円

四

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロ

現	行
	リットル未満の浮き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所 <u>1, 130, 000</u>
	円
(2)	危険物の貯蔵最大数量が 5, 00 0キロリットル以上 10, 000キ ロリットル未満の浮き屋根式特定屋 外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所 <u>1, 340, 00</u> <u>0円</u>
(3)	危険物の貯蔵最大数量が 10, 0 00キロリットル以上 50, 000 キロリットル未満の浮き屋根式特定 屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所 <u>1, 500, 0 00円</u>
(4)	危険物の貯蔵最大数量が 50, 0 00キロリットル以上 100, 00 0キロリットル未満の浮き屋根式特 定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特 定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 830, 000円</u>
(5)	危険物の貯蔵最大数量が 100, 000キロリットル以上 200, 0 00キロリットル未満の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付 特定屋外タンク貯蔵所 <u>2, 140, 000円</u>

改 正 案

リットル未満の浮き屋根式特定屋外  
タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外  
タンク貯蔵所 1, 180, 000

円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が 5, 00  
0 キロリットル以上 10, 000 キ  
ロリットル未満の浮き屋根式特定屋  
外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋  
外タンク貯蔵所 1, 410, 00  
0 円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が 10, 0  
00 キロリットル以上 50, 000  
キロリットル未満の浮き屋根式特定  
屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定  
屋外タンク貯蔵所 1, 580, 0  
00 円

(4) 危険物の貯蔵最大数量が 50, 0  
00 キロリットル以上 100, 00  
0 キロリットル未満の浮き屋根式特  
定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特  
定屋外タンク貯蔵所 1, 940,  
000 円

(5) 危険物の貯蔵最大数量が 100,  
000 キロリットル以上 200, 0  
00 キロリットル未満の浮き屋根式  
特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付  
特定屋外タンク貯蔵所 2, 260,  
000 円

現 行

(6) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 4,350,000円

(7) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5,570,000円

(8) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 6,770,000円

カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 5,750,000円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク

改 正 案

(6) 危険物の貯蔵最大数量が 200,  
000キロリットル以上 300, 0  
00キロリットル未満の浮き屋根式  
特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付  
特定屋外タンク貯蔵所 4, 550,  
000円

(7) 危険物の貯蔵最大数量が 300,  
000キロリットル以上 400, 0  
00キロリットル未満の浮き屋根式  
特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付  
特定屋外タンク貯蔵所 5, 820,  
000円

(8) 危険物の貯蔵最大数量が 400,  
000キロリットル以上の浮き屋根  
式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋  
付特定屋外タンク貯蔵所 7, 07  
0, 000円

カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所  
の設置の許可の申請に係る審査 次に  
掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ  
、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が 400,  
000キロリットル未満の屋外タン  
ク貯蔵所 5, 930, 000円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が 400,  
000キロリットル以上 500, 0  
00キロリットル未満の屋外タンク

現 行		
		貯蔵所 <u>7, 250, 000円</u> (3) 危険物の貯蔵最大数量が500, 000キロリットル以上の屋外タン ク貯蔵所 <u>10, 700, 000円</u> キ～シ 略
	3 略	略
3～5 略	略	略
6 消防法第11 条の2第1項及 び危険物の規制 に関する政令第 8条の2第7項 の規定に基づく 危険物の製造所、 貯蔵所又は取扱 所の完成検査前 検査に関する事 務	1 消防法第11条の2 第1項の規定に基づく 製造所、貯蔵所又は取扱 所の設置の許可に係る 完成検査前検査	ア・イ 略 ウ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋 外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞ れ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が1, 00 0キロリットル以上5, 000キロ リットル未満の特定屋外タンク貯蔵 所 <u>410, 000円</u> (2) 危険物の貯蔵最大数量が5, 00 0キロリットル以上10, 000キ ロリットル未満の特定屋外タンク貯 蔵所 <u>540, 000円</u> (3) 危険物の貯蔵最大数量が10, 0 00キロリットル以上50, 000キ ロリットル未満の特定屋外タンク 貯蔵所 <u>700, 000円</u> (4) 危険物の貯蔵最大数量が50, 0 00キロリットル以上100, 00 0キロリットル未満の特定屋外タン ク貯蔵所 <u>920, 000円</u>

改 正 案

		<p>貯蔵所 <u>7, 470, 000円</u>          (3) 危険物の貯蔵最大数量が500,          000キロリットル以上の屋外タン          ク貯蔵所 <u>10, 900, 000円</u>          キ～シ 略</p>
3 略	略	略
3～5 略	略	略
6 消防法第11 条の2第1項及 び危険物の規制 に関する政令第 8条の2第7項 の規定に基づく 危険物の製造所、 貯蔵所又は取扱 所の完成検査前 検査に関する事 務	1 消防法第11条の2 第1項の規定に基づく 製造所、貯蔵所又は取扱 所の設置の許可に係る 完成検査前検査	<p>ア・イ 略          ウ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋          外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞ          れ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が1, 00          0キロリットル以上5, 000キロ          リットル未満の特定屋外タンク貯蔵          所 <u>420, 000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5, 00          0キロリットル以上10, 000キ          ロリットル未満の特定屋外タンク貯          蔵所 <u>560, 000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が10, 0          00キロリットル以上50, 000          キロリットル未満の特定屋外タンク          貯蔵所 <u>730, 000円</u></p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が50, 0          00キロリットル以上100, 00          0キロリットル未満の特定屋外タン          ク貯蔵所 <u>960, 000円</u></p>

現	行
	(5) 危険物の貯蔵最大数量が 100, 000 キロリットル以上 200, 000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 040, 000 円</u>
	(6) 危険物の貯蔵最大数量が 200, 000 キロリットル以上 300, 000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 600, 000 円</u>
	(7) 危険物の貯蔵最大数量が 300, 000 キロリットル以上 400, 000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 820, 000 円</u>
	(8) 危険物の貯蔵最大数量が 400, 000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2, 030, 000 円</u>
	<b>四</b>
	エ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
	(1) 危険物の貯蔵最大数量が 1, 000 キロリットル以上 5, 000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>490, 000 円</u>
	(2) 危険物の貯蔵最大数量が 5, 000 キロリットル以上 10, 000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>630, 000 円</u>

改 正 案

(5) 危険物の貯蔵最大数量が 100,  
000 キロリットル以上 200, 0  
00 キロリットル未満の特定屋外タ  
ンク貯蔵所 1, 090, 000 円

(6) 危険物の貯蔵最大数量が 200,  
000 キロリットル以上 300, 0  
00 キロリットル未満の特定屋外タ  
ンク貯蔵所 1, 660, 000 円

(7) 危険物の貯蔵最大数量が 300,  
000 キロリットル以上 400, 0  
00 キロリットル未満の特定屋外タ  
ンク貯蔵所 1, 900, 000 円

(8) 危険物の貯蔵最大数量が 400,  
000 キロリットル以上の特定屋外  
タンク貯蔵所 2, 120, 000

四

エ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タ  
ンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次  
に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が 1, 00  
0 キロリットル以上 5, 000 キロ  
リットル未満の特定屋外タンク貯蔵  
所 530, 000 円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が 5, 00  
0 キロリットル以上 10, 000 キ  
ロリットル未満の特定屋外タンク貯  
蔵所 680, 000 円

現	行
	(3) 危険物の貯蔵最大数量が 10, 000 キロリットル以上 50, 000 キロリットル未満の特定屋外タンク 貯蔵所 <u>990, 000 円</u>
	(4) 危険物の貯蔵最大数量が 50, 000 キロリットル以上 100, 000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 310, 000 円</u>
	(5) 危険物の貯蔵最大数量が 100, 000 キロリットル以上 200, 000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 720, 000 円</u>
	(6) 危険物の貯蔵最大数量が 200, 000 キロリットル以上 300, 000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3, 320, 000 円</u>
	(7) 危険物の貯蔵最大数量が 300, 000 キロリットル以上 400, 000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4, 060, 000 円</u>
	(8) 危険物の貯蔵最大数量が 400, 000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4, 650, 000 円</u>
	オ 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

改 正 案

(3) 危険物の貯蔵最大数量が 10, 0  
00 キロリットル以上 50, 000  
キロリットル未満の特定屋外タンク  
貯蔵所 1, 030, 000円

(4) 危険物の貯蔵最大数量が 50, 0  
00 キロリットル以上 100, 00  
0 キロリットル未満の特定屋外タン  
ク貯蔵所 1, 410, 000円

(5) 危険物の貯蔵最大数量が 100,  
000 キロリットル以上 200, 0  
00 キロリットル未満の特定屋外タ  
ンク貯蔵所 1, 780, 000円

(6) 危険物の貯蔵最大数量が 200,  
000 キロリットル以上 300, 0  
00 キロリットル未満の特定屋外タ  
ンク貯蔵所 3, 430, 000円

(7) 危険物の貯蔵最大数量が 300,  
000 キロリットル以上 400, 0  
00 キロリットル未満の特定屋外タ  
ンク貯蔵所 4, 190, 000円

(8) 危険物の貯蔵最大数量が 400,  
000 キロリットル以上の特定屋外  
タンク貯蔵所 4, 800, 000  
円

才 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タ  
ンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次  
に定める金額

現行	
	<p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が 400, 000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>9,100,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が 400, 000 キロリットル以上 500, 000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>12,400,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が 500, 000 キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>17,000,000円</u></p>
2 略	略
7 消防法第14条の3第1項及び第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務	<p>消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査</p> <p>ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が 1, 000 キロリットル以上 5, 000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>310,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が 5, 000 キロリットル以上 10, 000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>430,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が 10, 000 キロリットル以上 50, 000 キロリットル未満の特定屋外タンク</p>

改 正 案

		<p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が400, 000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>9,320,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が400, 000キロリットル以上500, 000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>12,600,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が500, 000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>17,300,000円</u></p>
	2 略	略
7 消防法第14条の3第1項及び第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	<p>ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が1, 000キロリットル以上5, 000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>320,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5, 000キロリットル以上10, 000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>460,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が10, 000キロリットル以上50, 000キロリットル未満の特定屋外タンク</p>

現 行

貯蔵所 720,000円

- (4) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 960,000円

- (5) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,210,000円

- (6) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 2,950,000円

- (7) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,620,000円

- (8) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4,170,000円

円

イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000

改 正 案

貯蔵所 750,000円

(4) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク

貯蔵所 1,020,000円

(5) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク

貯蔵所 1,300,000円

(6) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク

貯蔵所 3,150,000円

(7) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク

貯蔵所 3,870,000円

(8) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク

貯蔵所 4,460,000円

円

イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000

現 行

キロリットル未満の特定屋外タンク

貯蔵所 2, 660, 000円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が400,

000キロリットル以上500, 0

00キロリットル未満の特定屋外タ

ンク貯蔵所 3, 190, 000円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が500,

000キロリットル以上の特定屋外

タンク貯蔵所 4, 790, 000

円

ウ 略

改 正 案

キロリットル未満の特定屋外タンク

貯蔵所 2, 690, 000円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が400,  
000キロリットル以上500, 0  
00キロリットル未満の特定屋外タ  
ンク貯蔵所 3, 230, 000円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が500,  
000キロリットル以上の特定屋外  
タンク貯蔵所 4, 830, 000

円

ウ 略

(産業基盤整備課)

議案第44号

小山栃木都市計画事業千塚町上川原土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例の制定について

提案理由

平成29年度をもって小山栃木都市計画事業千塚町上川原土地区画整理事業が完了するため、小山栃木都市計画事業千塚町上川原土地区画整理事業施行に関する条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第17号と同じ。

(岩舟産業振興課)

議案第45号

栃木市ルネッサンスセンター条例を廃止する条例の制定について

提案理由

栃木市下津原ルネッサンスセンター及び栃木市小野寺ルネッサンスセンターを廃止するため、栃木市ルネッサンスセンター条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第17号と同じ。

(選挙管理委員会事務局)

議案第46号

栃木市議会議員の選挙区の設置及び選挙区において選挙すべき  
議員の数を定める条例を廃止する条例の制定について

提案理由

栃木市議会議員の選挙区を廃止するため、栃木市議会議員の選挙区の設置  
及び選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例を廃止することについ  
て、議会の議決を求めるもの。

〔参考条文〕

議案第17号と同じ。

(土木管理課)

議案第47号

## 市道路線の認定について

### 提案理由

栃木地域内の栃木県が県道整備事業により跨線橋の側道として整備した移管予定の道路、開発行為により帰属予定の道路、大平地域内の道路改良事業により跨線橋の側道として整備した道路について、道路法第8条第1項の規定に基づき市道として認定するため、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

### [参照条文]

#### 道路法抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

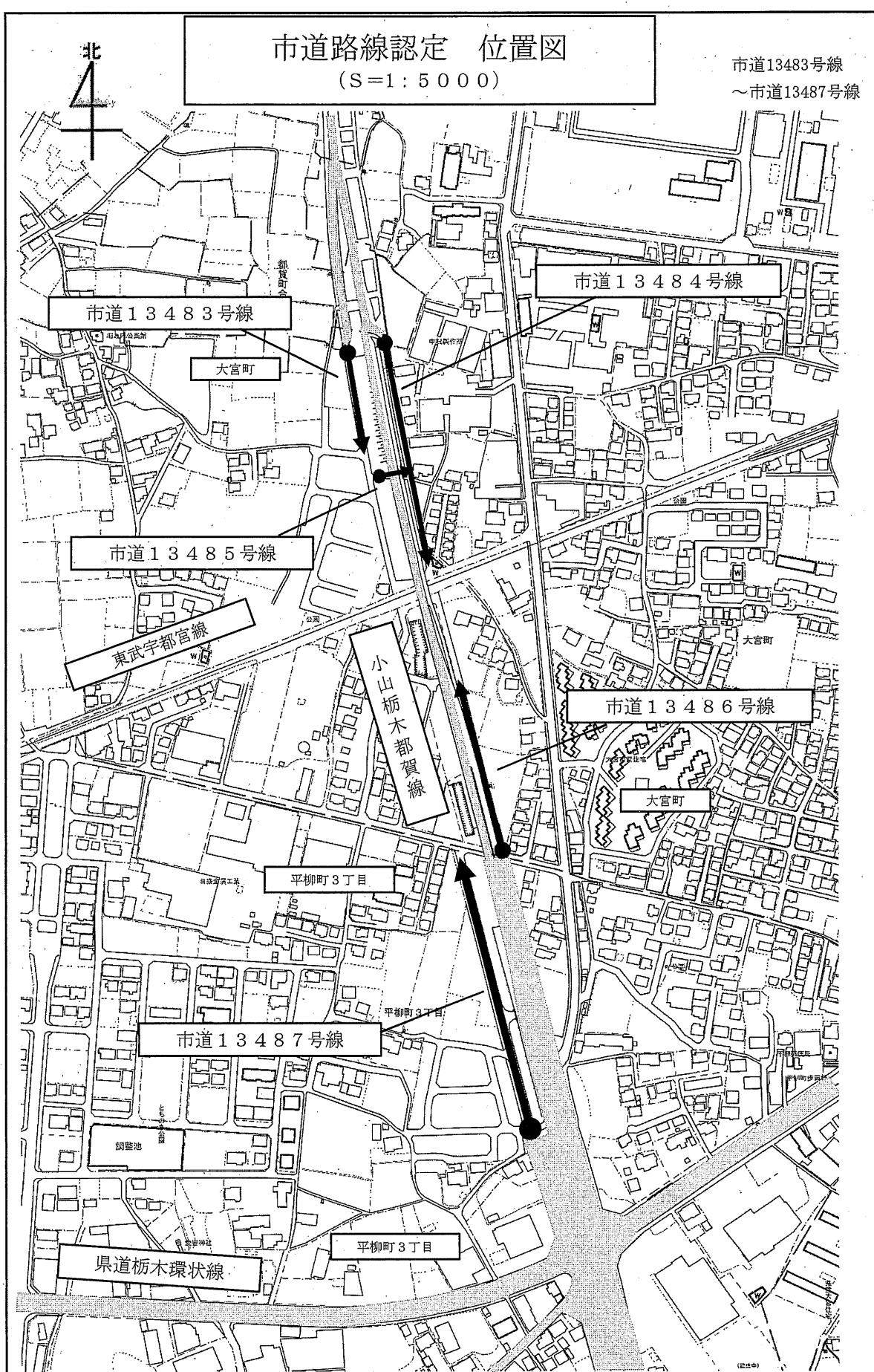
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものという。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 以下略

市道路線認定 位置図  
(S=1:5000)

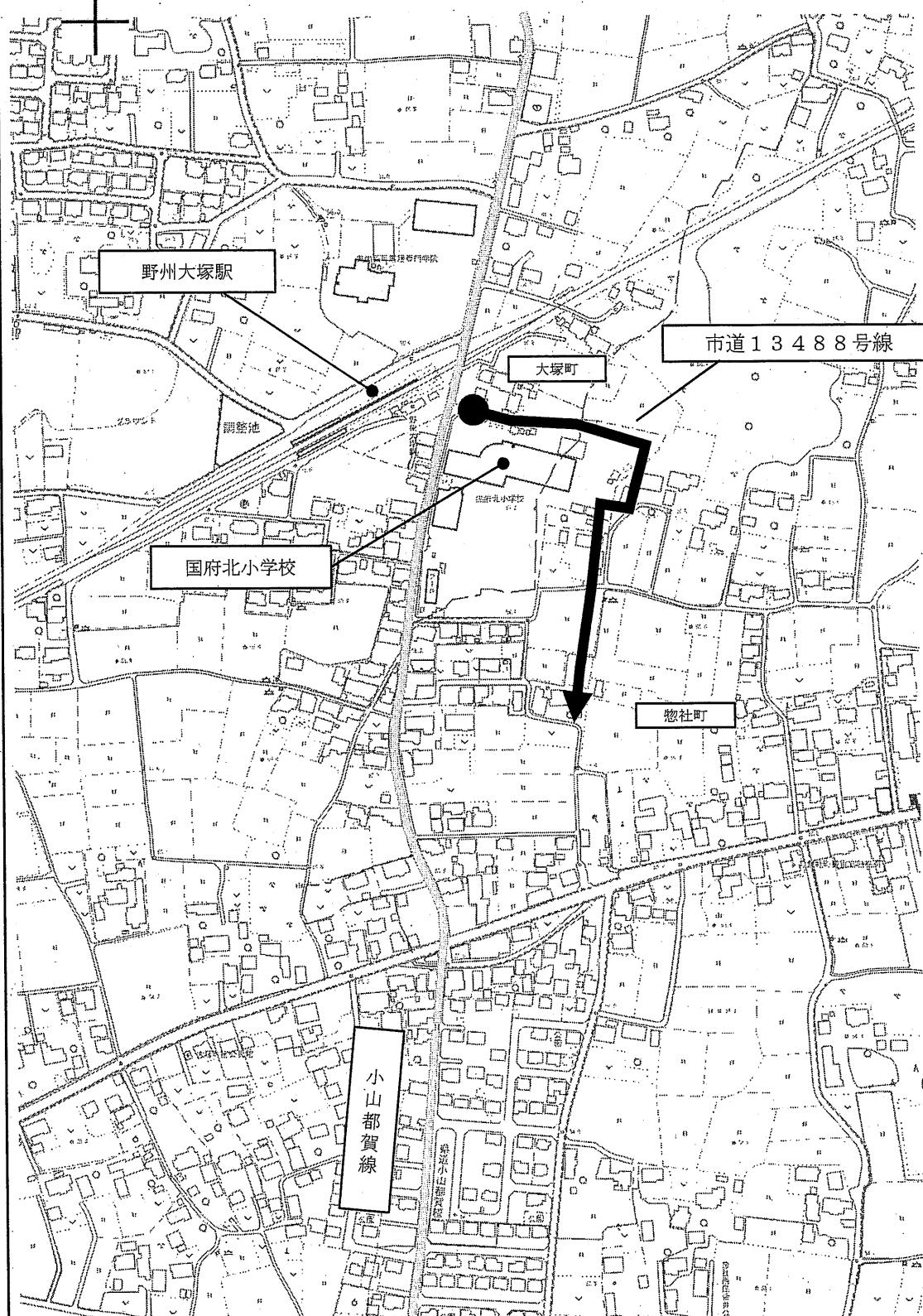
市道13483号線  
～市道13487号線



市道路線認定 位置図

(S=1:5000)

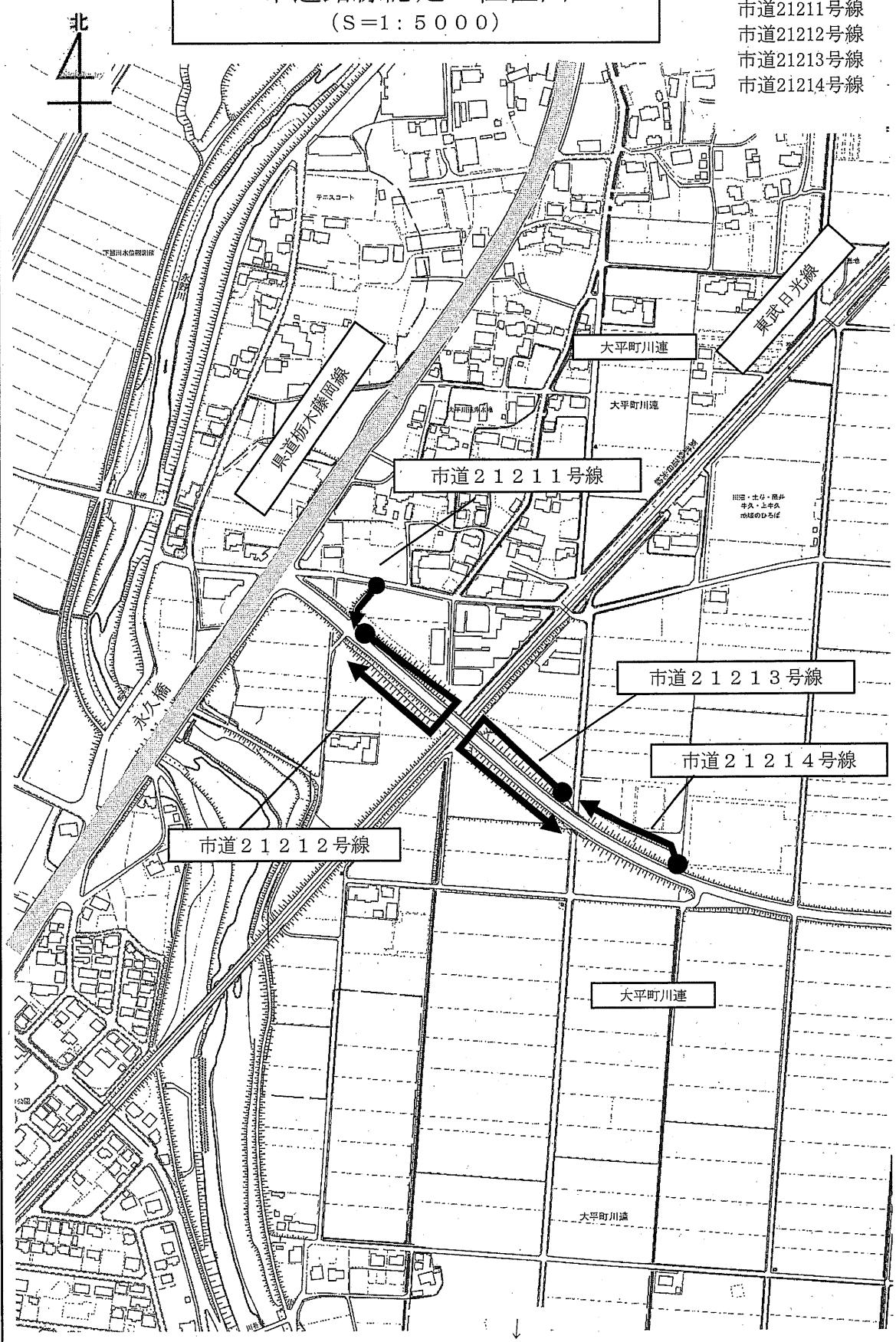
市道13488号線



## 市道路線認定 位置図

(S=1: 5 000)

市道21211号線  
市道21212号線  
市道21213号線  
市道21214号線



(土木管理課)

議案第48号

## 市道路線の変更について

### 提案理由

岩舟地域及び大平地域の県道と市道の管理区分変更を行った道路、大平地域内の道路改良事業により整備された道路、藤岡地域の用途を変更した道路、部屋南部地区指定緊急避難場所整備事業地に隣接する道路について、道路法第10条第2項の規定に基づき市道路線を変更するため、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

### [参照条文]

#### 道路法抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、

あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 以下略

(路線の廃止又は変更)

第10条 略

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

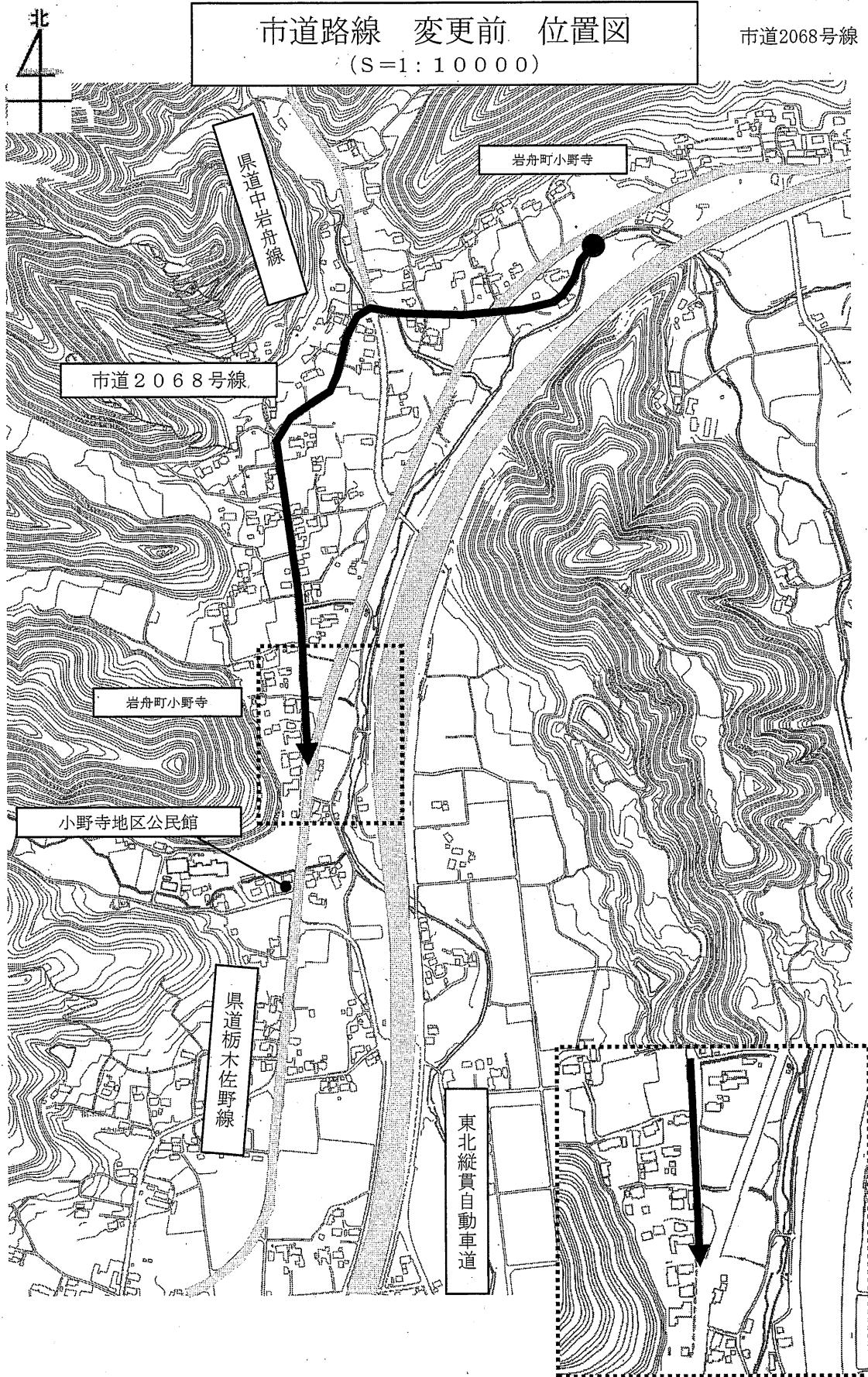
市道路線の変更 路線一覧

路 線 名	参 考 (旧路線名を併記した路線名)
市道 2068 号線	市道 2068 (I 497) 号線
市道 2069 号線	市道 2069 (I 9) 号線
市道 2096 号線	市道 2096 (I 565) 号線
市道 21039 号線	市道 21039 (O 293) 号線
市道 33032 号線	市道 33032 (F 5—7) 号線
市道 34004 号線	市道 34004 (F 4—3,8) 号線

市道路線 変更前 位置図

(S=1: 10000)

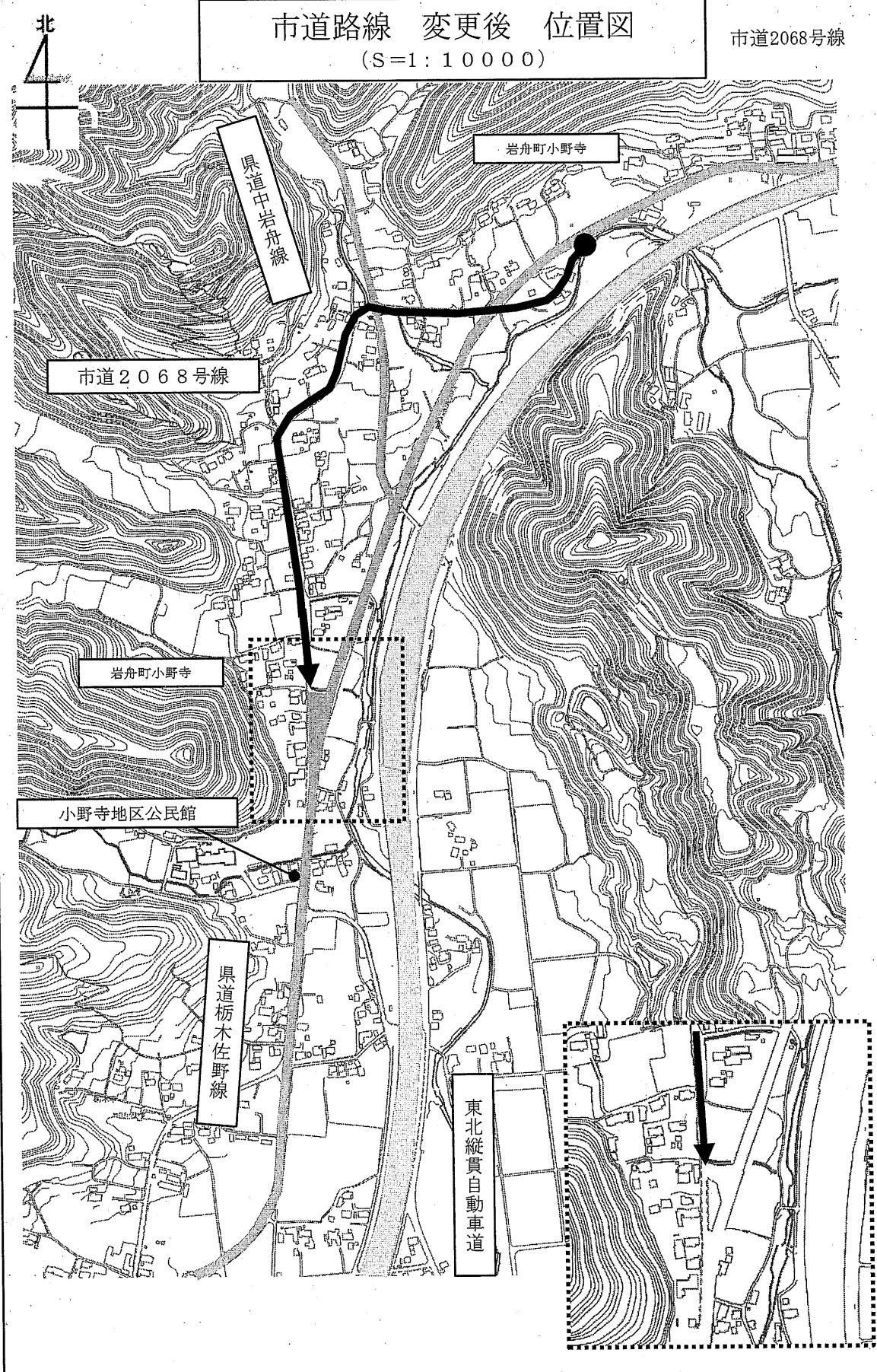
市道2068号線



市道路線 変更後 位置図

(S=1:10000)

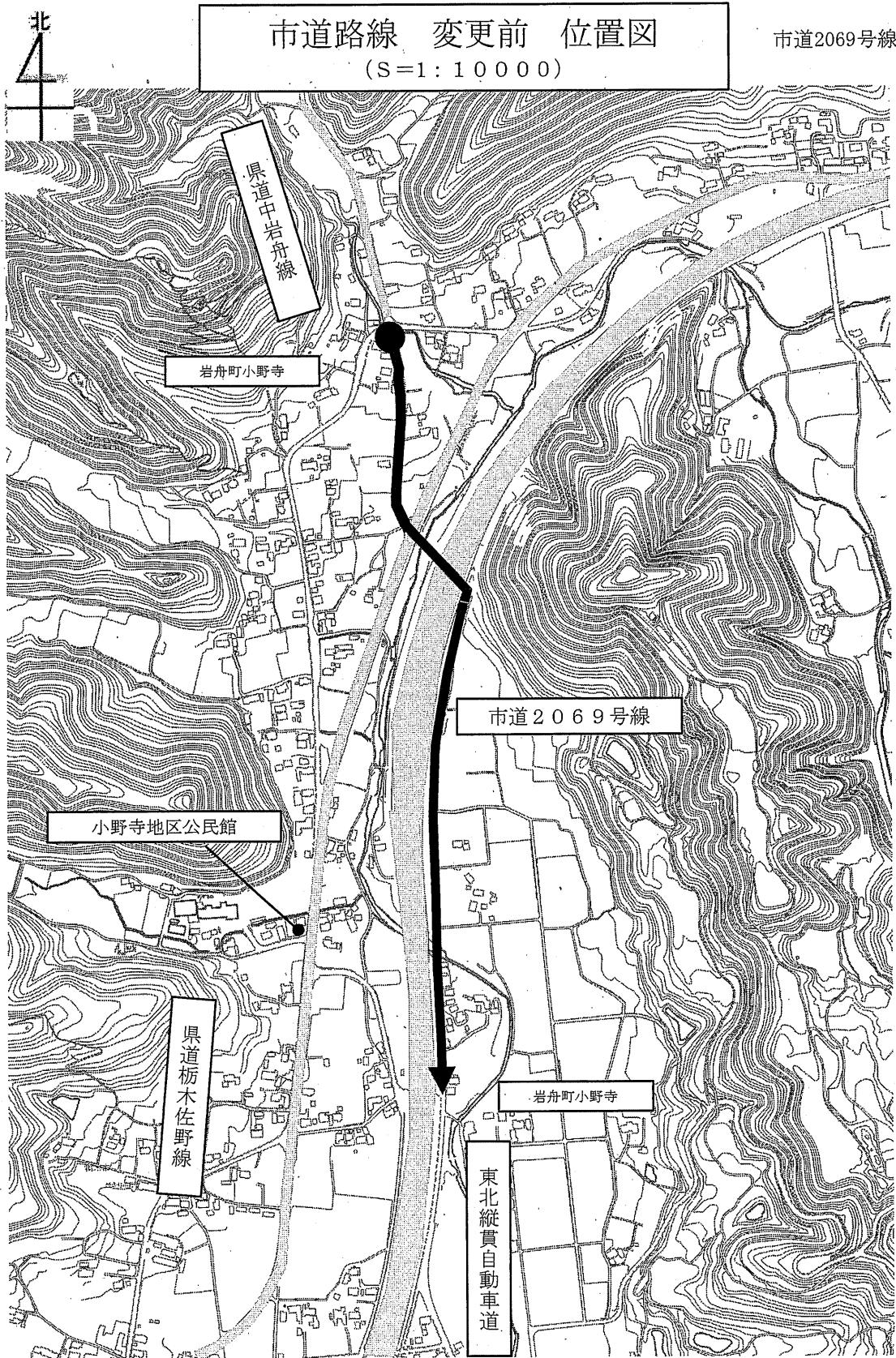
市道2068号線



市道路線 変更前 位置図

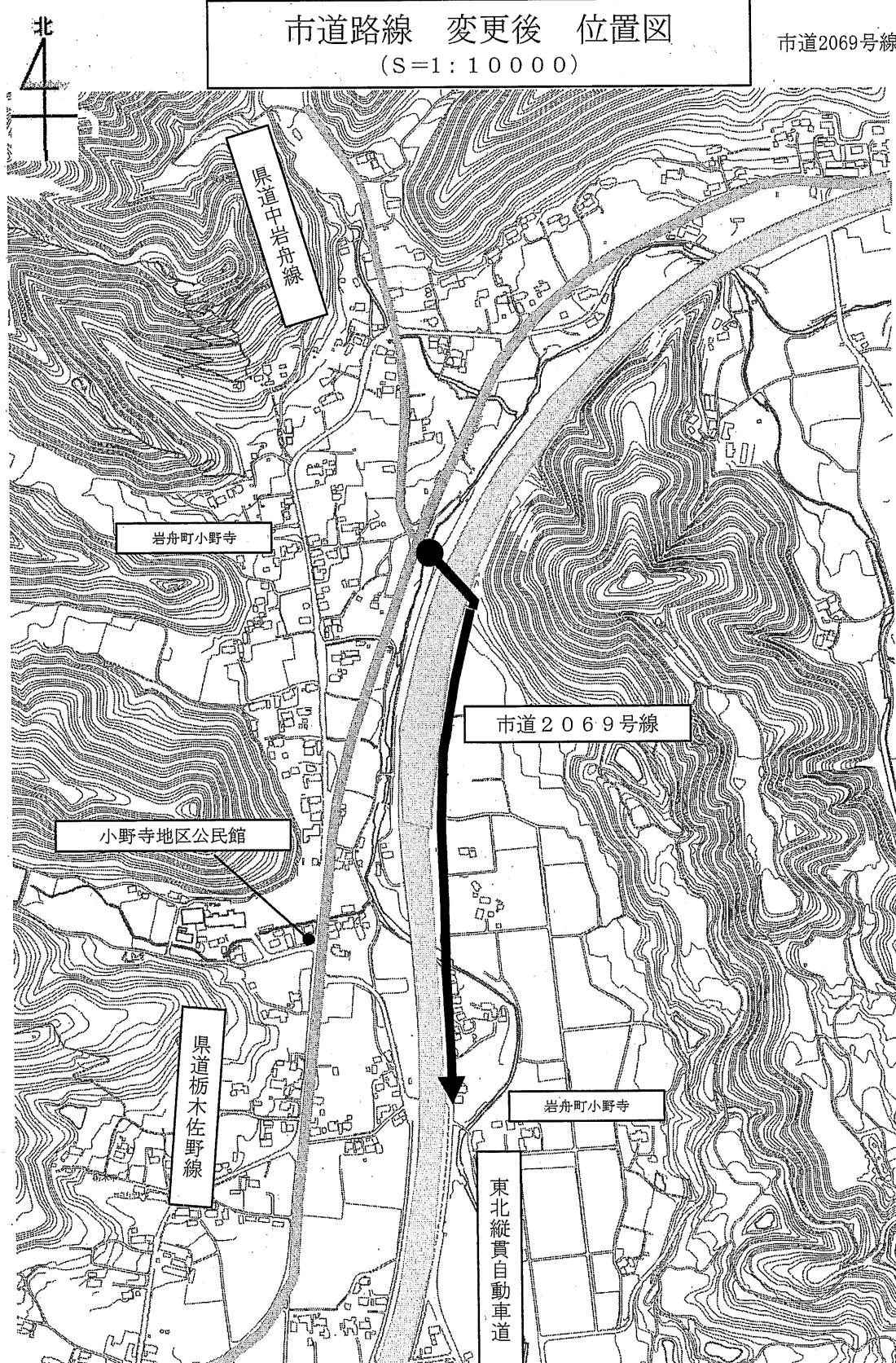
(S=1:10000)

市道2069号線



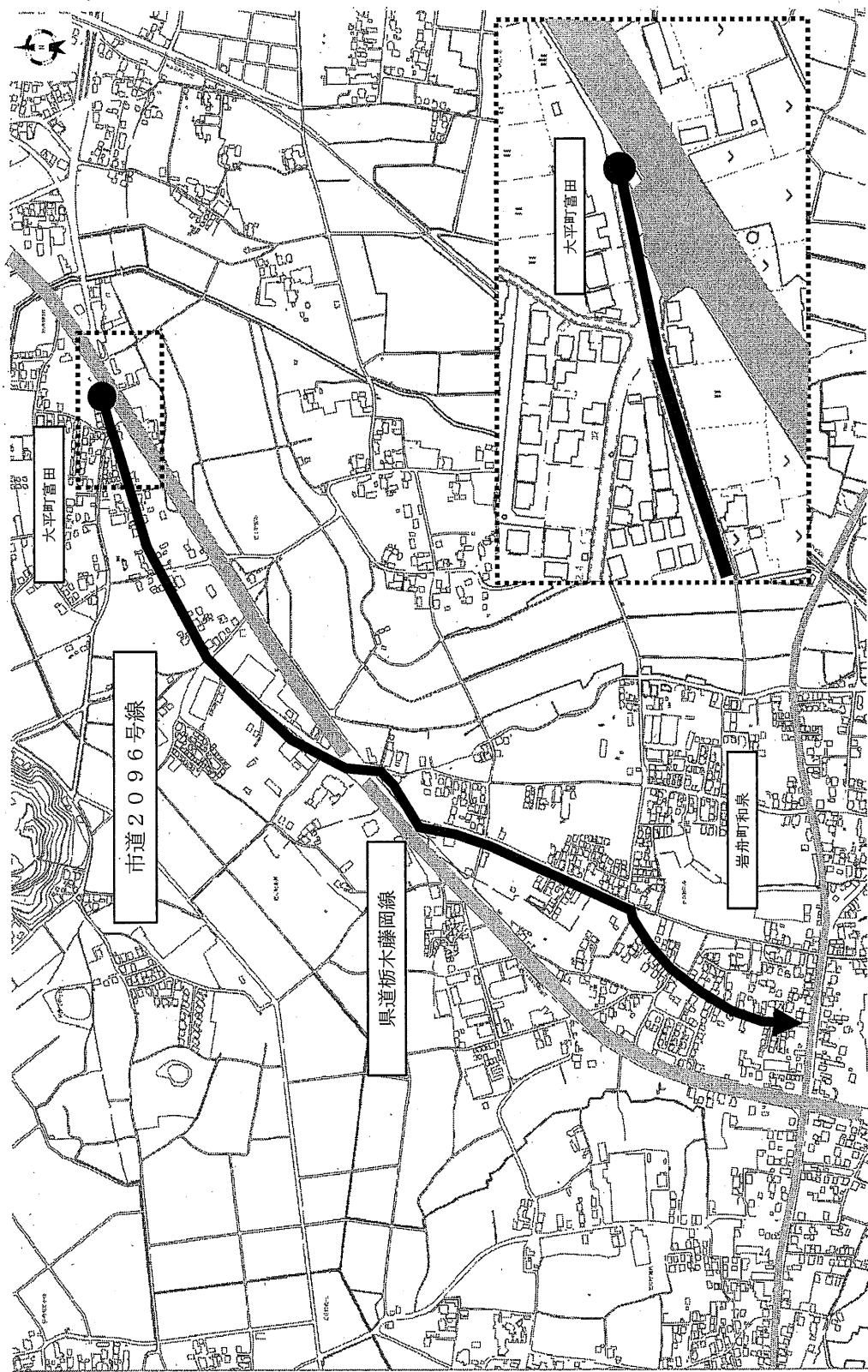
市道路線 変更後 位置図  
(S=1:10000)

市道2069号線



市道路線 変更前 位置図  
(S=1:10000)

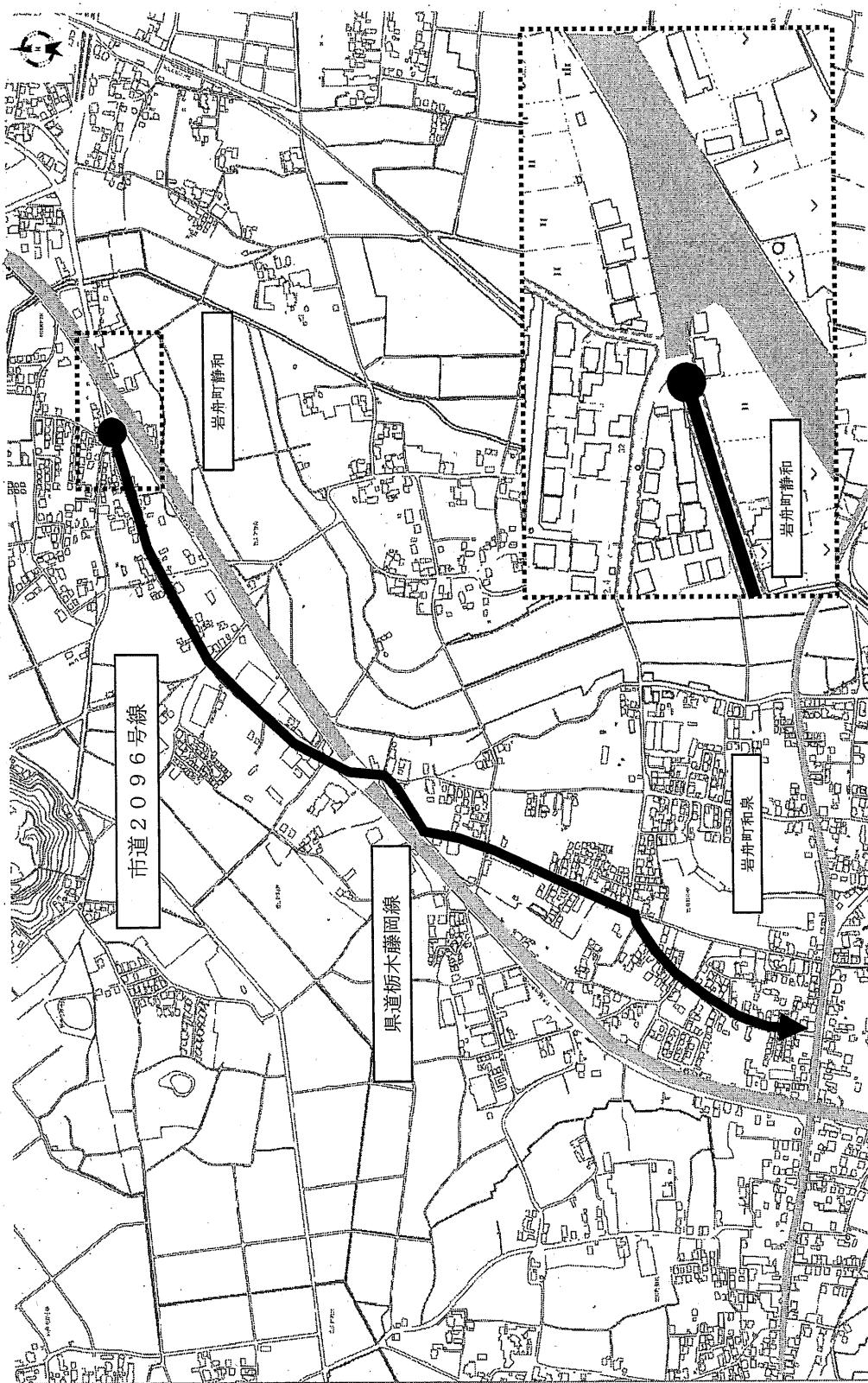
市道2096号線



市道路線 変更後 位置図  
(S=1:10000)

市道2096号線

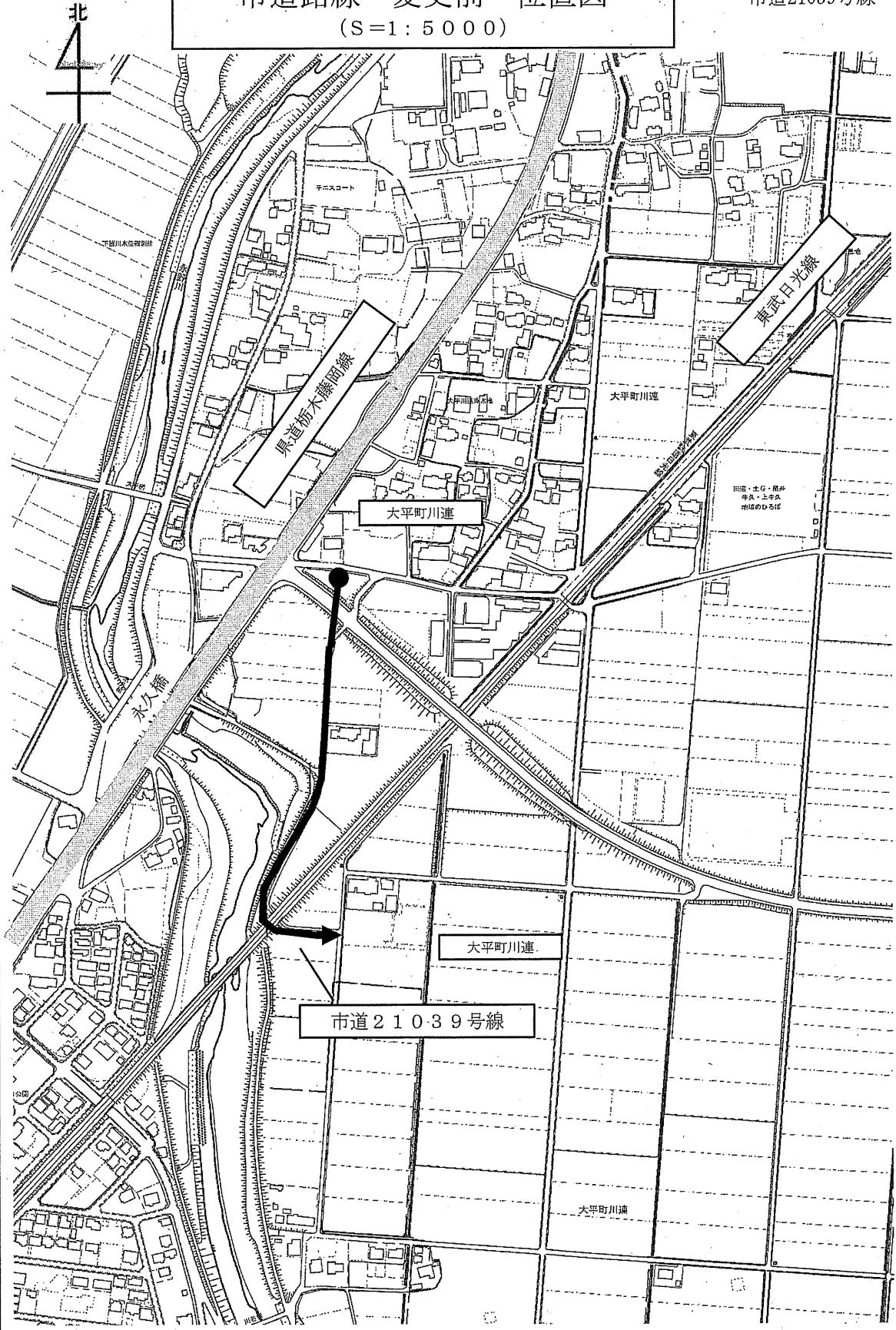
北  
4+



市道路線 変更前 位置図

(S=1:5000)

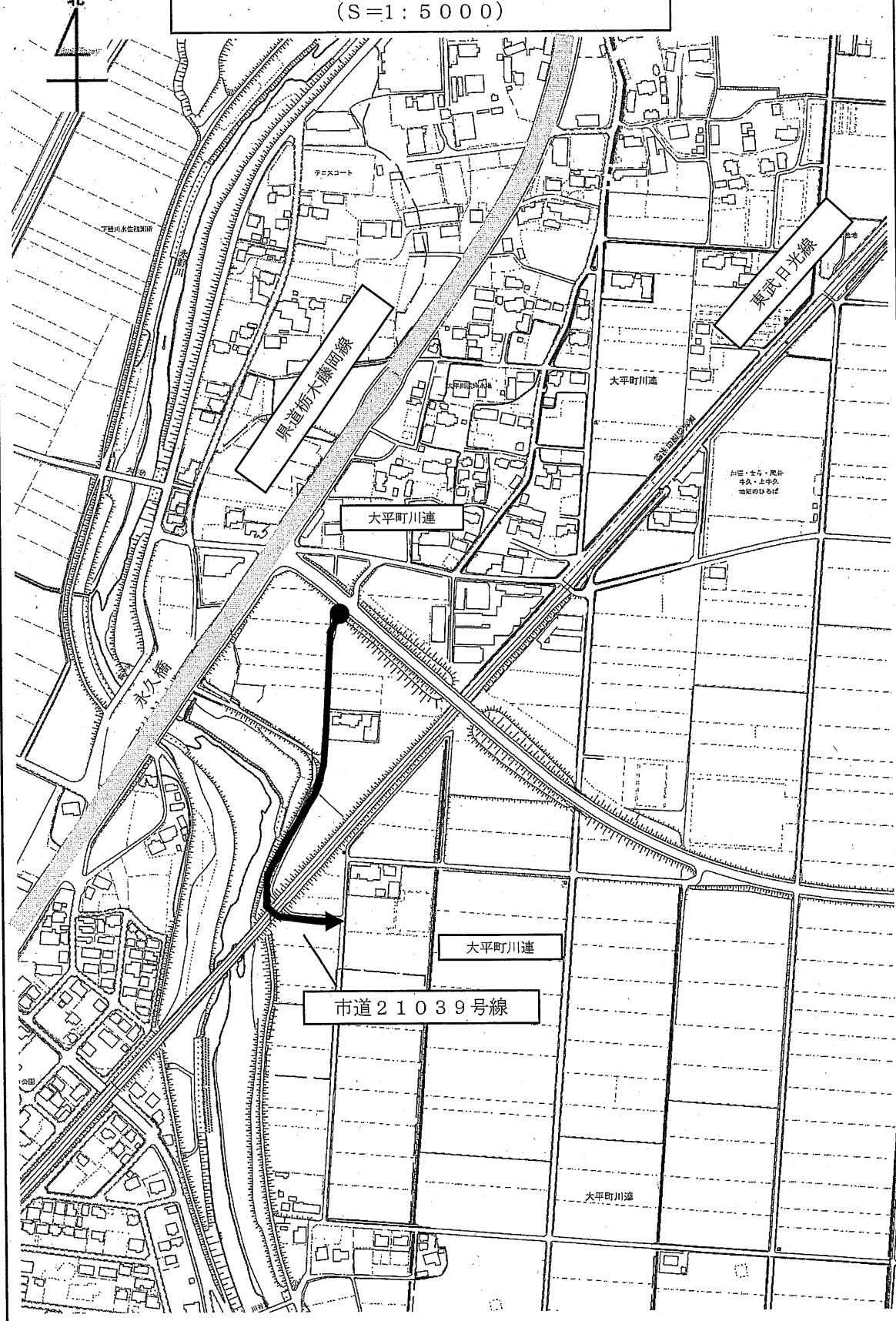
市道21039号線



市道路線 変更後 位置図

(S=1:5000)

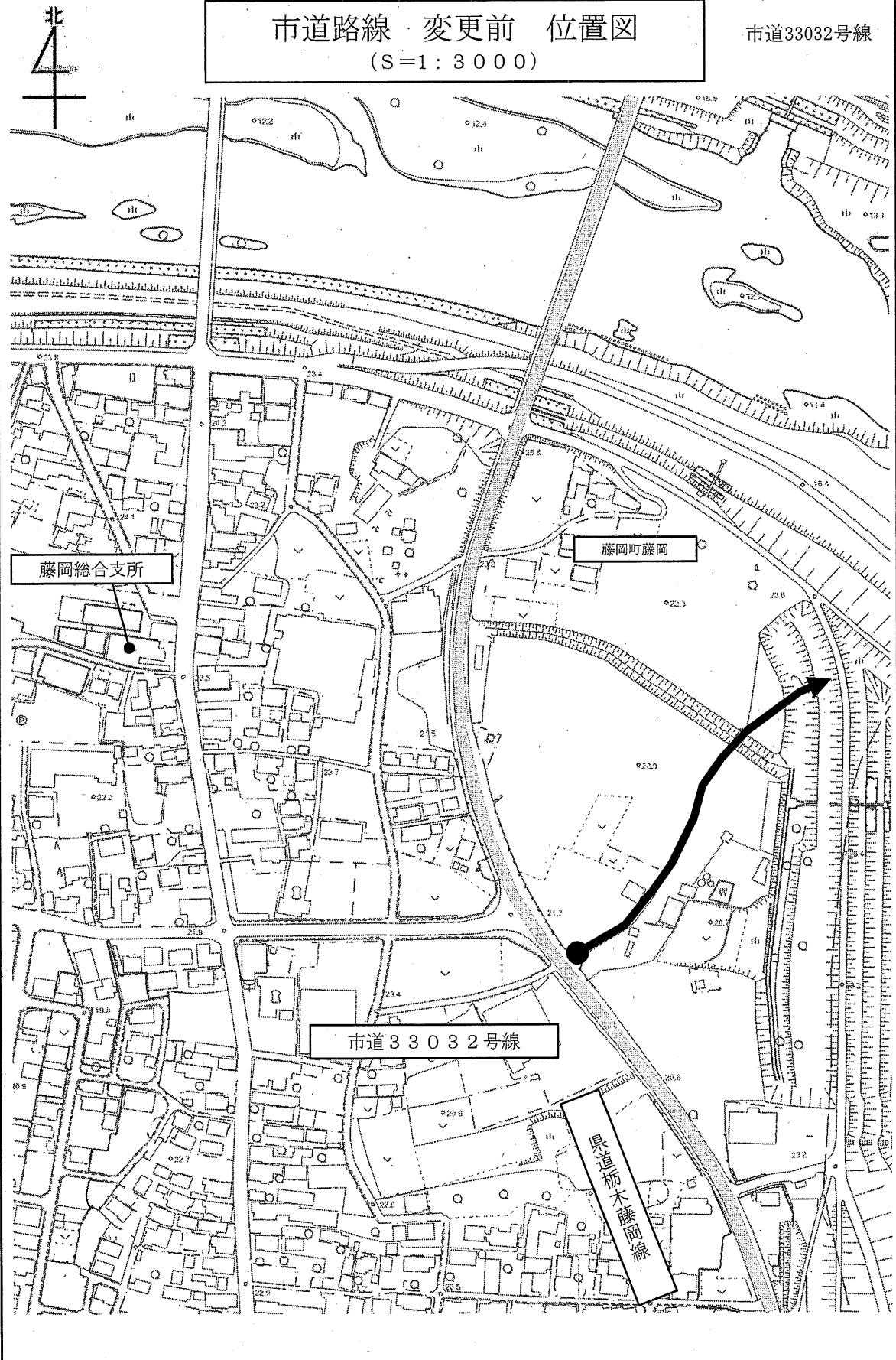
市道21039号線



市道路線 変更前 位置図

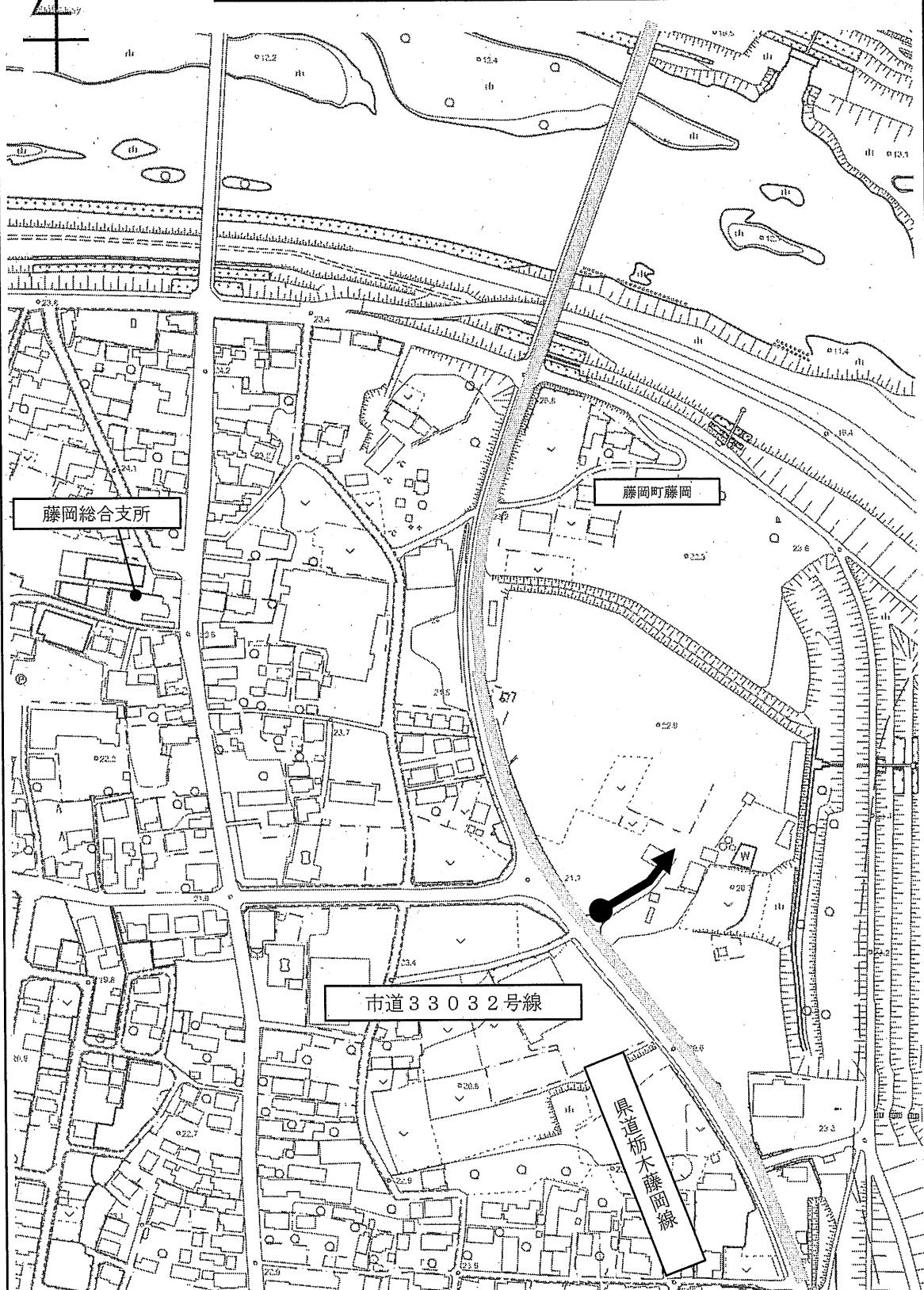
(S=1:3000)

市道33032号線



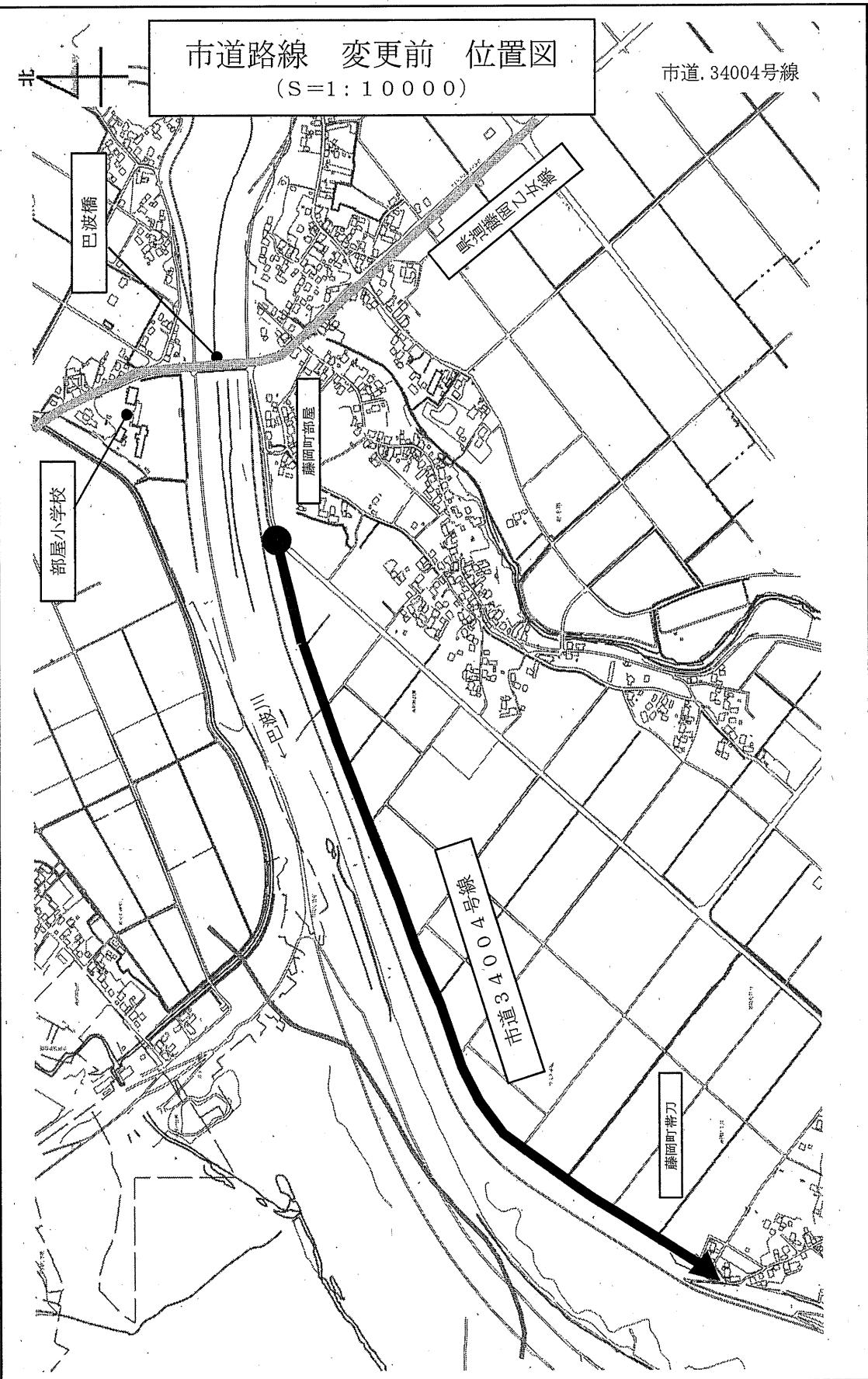
市道路線 変更後 位置図  
(S=1:3000)

市道33032号線



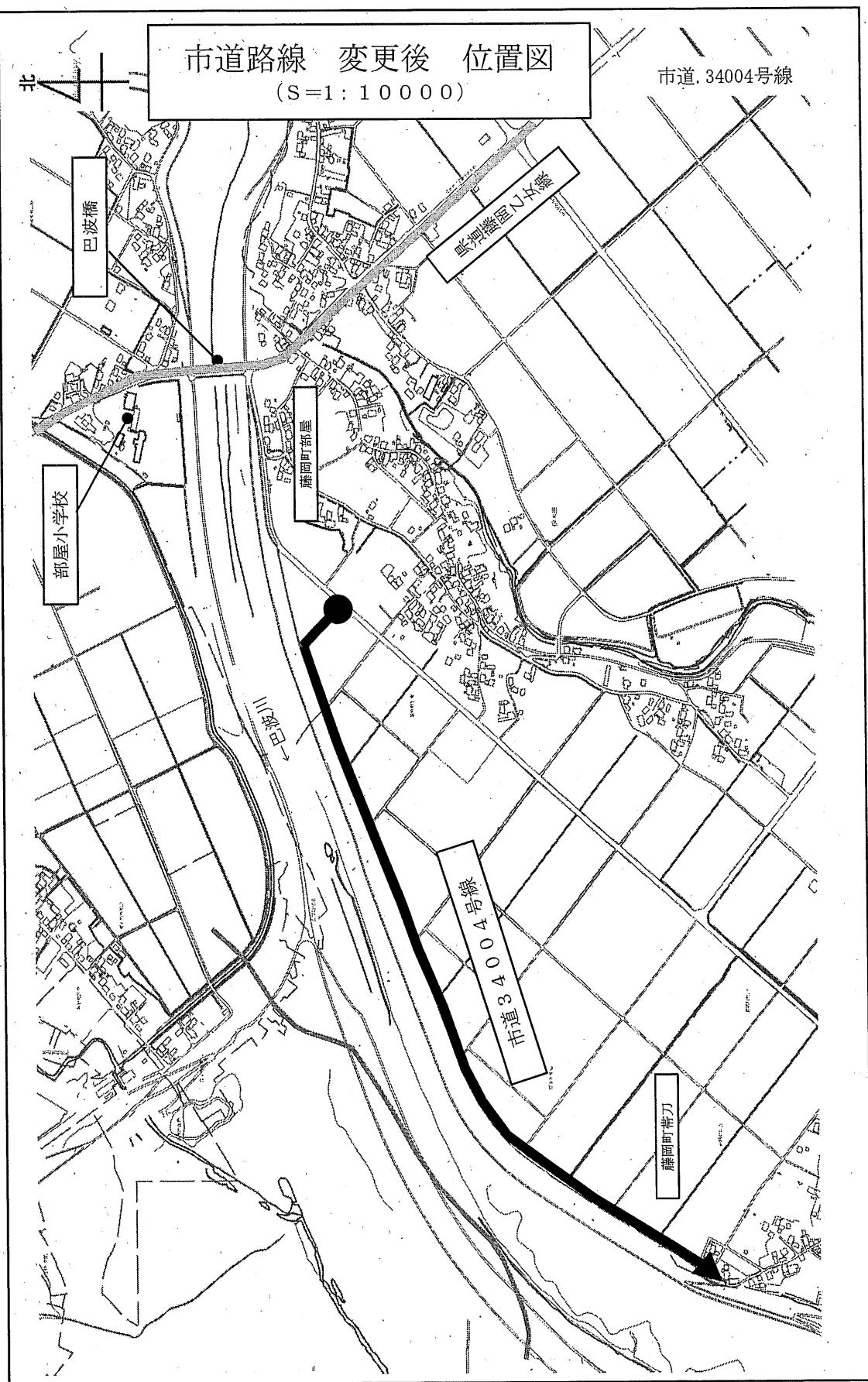
市道路線 変更前 位置図  
(S=1:10000)

市道34004号線



市道路線 変更後 位置図  
(S=1:10000)

市道34004号線



(西方産業振興課)

議案第49号

### 財産の取得について

#### 提案理由

道の駅にしかた事業用地として、栃木市西方町元地内の土地を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

#### [参照条文]

##### 地方自治法抜粋

###### (議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に關

する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さ

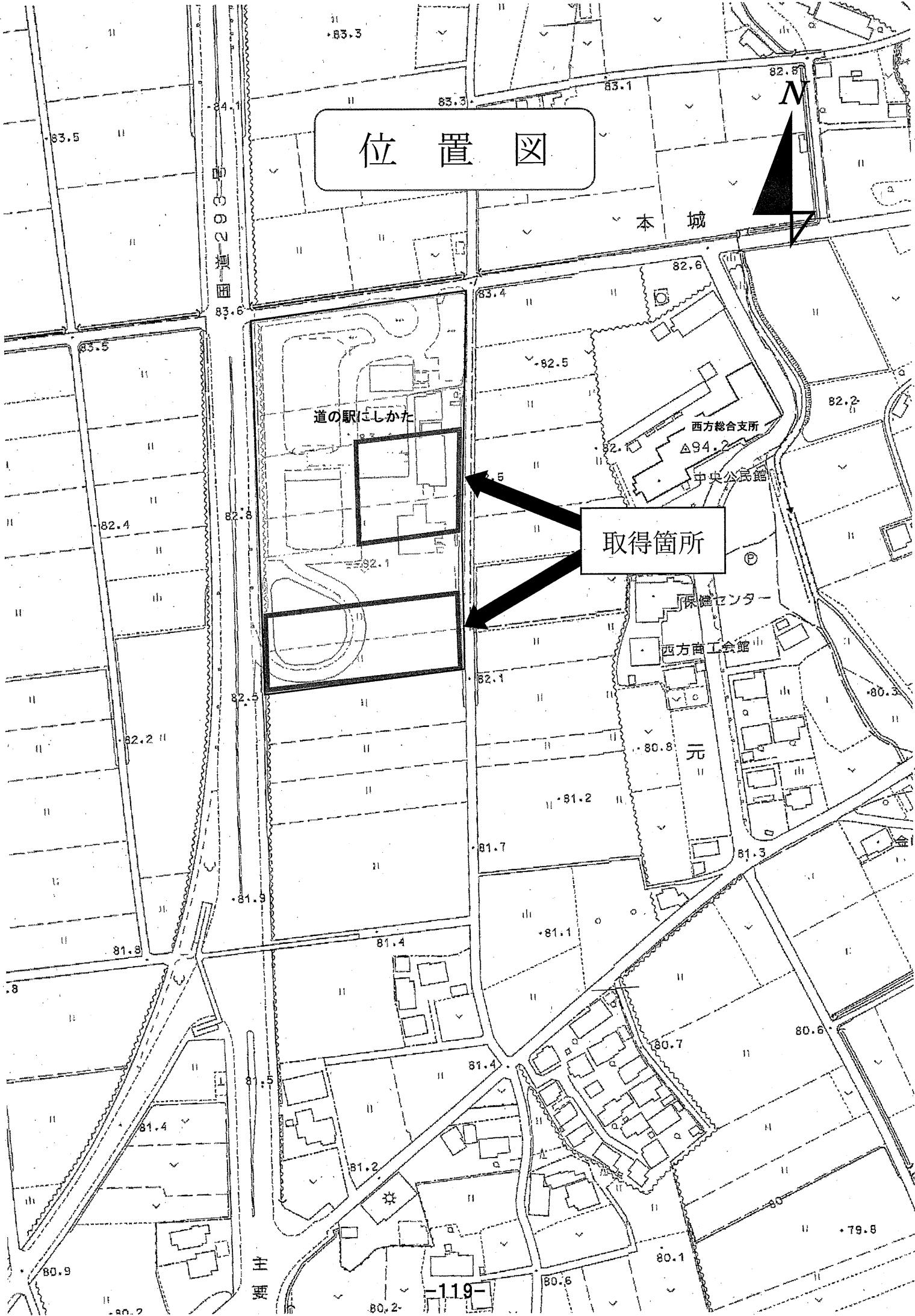
なければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2, 000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については 1 件 5, 000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

○不動産の調書

所在地	地目	現況地目	筆数	地積(m <sup>2</sup> )	取得価格(円)
栃木市西方町元字長塚	田	雑種地	4	6,764	92,666,800

# 位置図

取得箇所



(公園緑地課)

議案第50号

### 指定管理者の指定について

#### 提案理由

栃木市総合運動公園の管理を行わせる指定管理者に株式会社メディカルフットネスとちの木を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

#### 〔参考条文〕

##### 地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 1～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 以下略

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

提案理由

本市の人権擁護委員 26 名のうち、神原良明氏が平成 30 年 6 月 30 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参照条文]

人権擁護委員法抜粋

(委員の使命)

第 2 条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を探るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

(委員の推薦及び委嘱)

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第 16 条第 2 項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第 5 項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

(委員の欠格条項)

第7条 左の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 前号に該当する者を除くほか、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあつた者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 人権擁護委員が、前項各号の一に該当するに至ったときは、当然失職する。

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

## 神 原 良 明 氏 の 略 歴

住 所 栃木市藤岡町部屋 1126 番地

生年月日 昭和 22 年 2 月 11 日

### 主 な 経 歴

[Redacted]	[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第 52 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

提案理由

本市の人権擁護委員 26 名のうち、渡沼康子氏が平成 30 年 6 月 30 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参考条文]

議案第 51 号と同じ。

渡沼康子氏の略歴

住 所 栃木市錦町8番5号

生年月日 昭和29年8月4日

主な経歴

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第 53 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員 26 名のうち、池田育子氏が平成 30 年 6 月 30 日をもって任期満了となるので、後任委員の候補者に加茂律子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参考条文〕

議案第 51 号と同じ。

## 加 茂 律 子 氏 の 略 歴

住 所 栃木市都賀町家中 2726 番地

生年月日 昭和 33 年 9 月 8 日

### 主 な 經 歴

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)